

令和5年度第1回浜松市環境審議会 次第

日時：令和5年8月29日（火） 13:30～15:00

会場：浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

報告事項

- ・一般廃棄物処理基本計画の令和4年度進捗報告について
- ・第2次浜松市環境基本計画の令和4年度進捗報告及び次期計画の策定について
- ・生物多様性はままつ戦略の令和4年度進捗報告について
- ・いわゆるごみ屋敷対策に関する条例の制定について

4 閉会

(配布資料)

	次第、浜松市環境審議会委員名簿および席次表
資料1	令和4年度ごみ・資源物の排出状況について
資料2	令和4年度生活排水処理の状況について
資料3	第2次浜松市環境基本計画の令和4年度進捗状況について
参考資料1	第2次浜松市環境基本計画（改定版） 施策一覧
資料4	生物多様性はままつ戦略の進捗状況について
資料5	いわゆる「ごみ屋敷」対策に関する条例の制定について
参考資料2	住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例
参考資料3	住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例施行規則
別紙	Web会議における注意事項

浜松市環境審議会委員名簿

(令和5年8月29日時点)

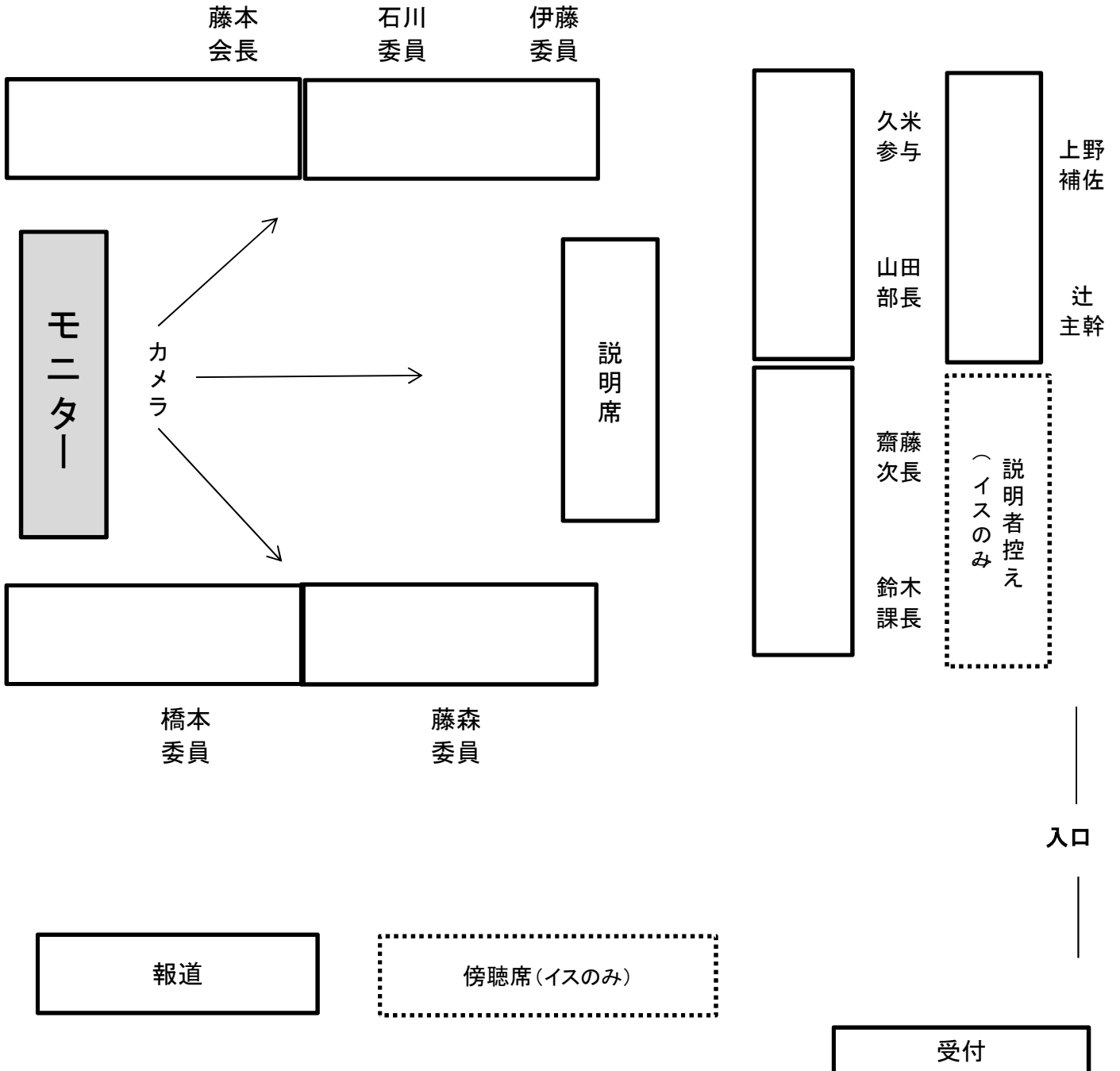
委員氏名	所属等	分野	第3回出欠
○ <small>イシカワ</small> 石川 <small>ハルノ</small> 春乃	静岡理工科大学 理工学部	建築環境、温暖化対策	会場
<small>イトウ</small> 伊藤 <small>トクエ</small> 徳江	浜松市消費者団体連絡会	3R活動団体、消費者教育	会場
<small>ナカムラ</small> 中村 <small>トシヤ</small> 俊哉	常葉大学 健康プロデュース学部	環境教育	web会議
<small>ハシモト</small> 橋本 <small>ヒロユキ</small> 博行	浜松市自治会連合会	自治会意見	会場
<small>フジイ</small> 藤井 <small>ヤスユキ</small> 康幸	静岡文化芸術大学 文化政策学部	都市・地域計画、まちづくり、創造都市	web会議
◎ <small>フジモト</small> 藤本 <small>チュウソウ</small> 忠藏	浜松医科大学 医学部	分離分析、機器分析総論、分析化学	会場
<small>フジモリ</small> 藤森 <small>フミオミ</small> 文臣	遠州自然研究会	自然環境	会場
<small>マツウラ</small> 松浦 <small>トシアキ</small> 敏明	静岡産業廃棄物協会	産業廃棄物	web会議
<small>ヤマモト</small> 山本 <small>マミ</small> 真実	浜松医科大学 医学部	疫学・公衆衛生学	web会議
<small>ワタナベ</small> 渡邊 <small>キヨコ</small> 記余子	浜松商工会議所	商工業関係者	-

- ◎ 会長
- 副会長

令和5年度第1回浜松市環境審議会【席次表】

1 日時 令和5年8月29日（火）13：30～

2 会場 浜松市役所鴨江分庁舎 2階会議室



令和4年度ごみ・資源物の排出状況について

環境部ごみ減量推進課

1 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）の進捗について

本市では、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源が循環して利用される社会の形成を図るとともに一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画（以下、「計画」という。）を策定している。

計画では、本市のごみ処理状況や国の方針等を踏まえ、計画最終年度（令和10年度）における計画目標値を設定し、更なるごみの減量や資源化を進めることとしている。

令和4年度の各計画目標値に対する実績は次のとおり。

(1) ごみ総排出量の推移

計画では、本市として最終処分まで行う「ごみ総排出量」（もえるごみ、もえないごみ、連絡ごみ等の合計）を指標としており、令和2年度実績214,378tであったものを令和10年度までに約10%減の193,055t以下に抑制するとしている（図表1、2）。

令和4年度のごみ総排出量の実績値は207,248tとなり、令和3年度実績から3,700t減少（前年度比98.2%）し、令和4年度計画目標値の214,146tを下回った。経過年度としての目標は達成しているが、最終年度の計画目標値からはまだ乖離がある。

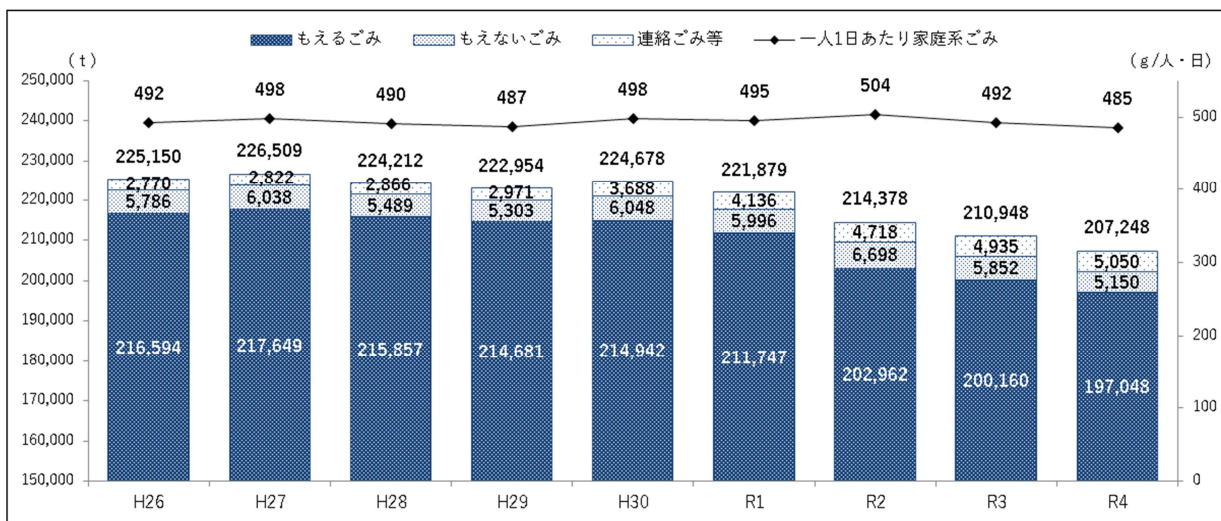
令和4年度のごみ総排出量の内訳（図表3）は、令和3年度実績から家庭系ごみは2,767t減少（前年度比98.1%）、事業系ごみは934t減少（前年度比98.6%）となっている。これは、今まで行ってきた各種事業の効果や家庭ごみ有料化制度の検討に合わせた市民説明等により、ごみ減量への関心が高まったことが減少要因の一つであると考えられる。加えて、コロナ禍や物価高騰等に伴う消費生活行動の変容が影響しているものと推測している。

また、具体的な取組の目標とする補助指標として設定した「一人1日あたりの家庭系ごみ排出量」（図表4）については、計画目標値に到達できるほどの減少とはなっていない。

図表1 ごみ総排出量の実績値（t）

	R2	R3	R4	R10（計画最終年度）
計画目標値	—	—	214,146	193,055
実績値	214,378	210,948	207,248	—

図表2 ごみ総排出量の推移



図表3 ごみ総排出量の内訳（t）

内訳	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
家庭系ごみ	145,493	147,337	144,647	143,548	146,213	145,440	147,177	143,215	140,448
事業系ごみ	79,657	79,171	79,564	79,407	78,465	76,439	67,201	67,733	66,799
合計	225,150	226,509	224,212	222,954	224,678	221,879	214,378	210,948	207,248

図表4 一人1日あたりの家庭ごみ排出量の実績値（g/人・日）

	R2	R3	R4	R10（計画最終年度）
計画目標値	—	—	479	404
実績値	504	492	485	—

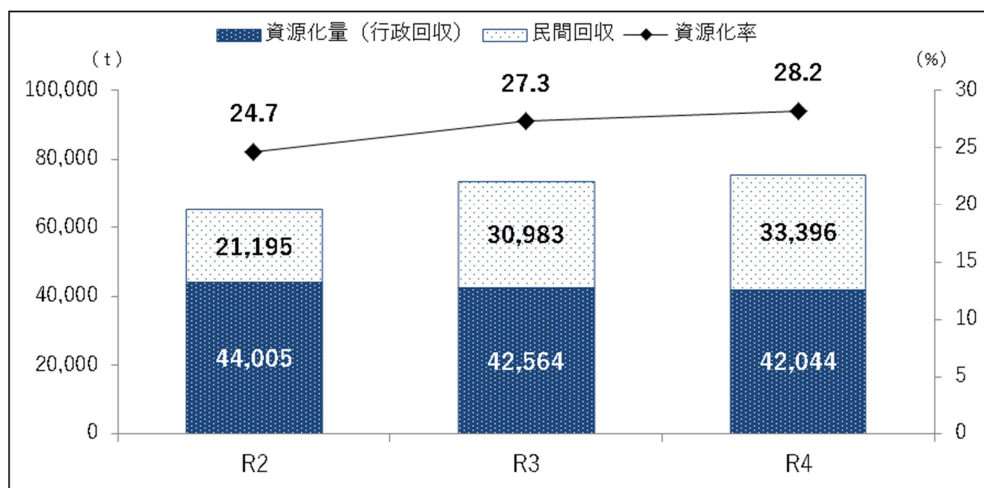
（2）資源化率（民間回収分を含めたりサイクル率）等の推移

本市の特色としては、民間の回収拠点が充実していることが挙げられる。そのため、計画では民間回収分を含めたりサイクル率である「資源化率」を指標として設定した。

令和4年度の行政回収分の再資源化されたごみ・資源物の量（以下、資源化量という）は520t減少（前年度比98.8%）している（図表5）。しかし、民間回収分の資源化量は2,413t増加（前年度比107.8%）したため、資源化率は28.2%と0.9ポイント上昇し、計画目標値を達成した（図表6）。

民間回収拠点の資源化量が増えている主な要因としては、日時を問わずいつでも持ち込むことができるという利便性の高さによるものであると考えられる。また、コロナ禍により地域団体による集団回収が減少し、令和4年度においてもそのまま活動が縮小され、民間回収拠点到搬入する市民が多かったのではないかと推測される。

図表5 資源化量・資源化率の推移



図表6 資源化率の実績値（%）

	R2	R3	R4	R10（計画最終年度）
計画目標値	—	—	27.8	30.2
実績値	24.7	27.3	28.2	—

※「資源化率」の算定方法：（資源化量÷ごみ・資源物の総排出量）×100

(3) 最終処分量の推移

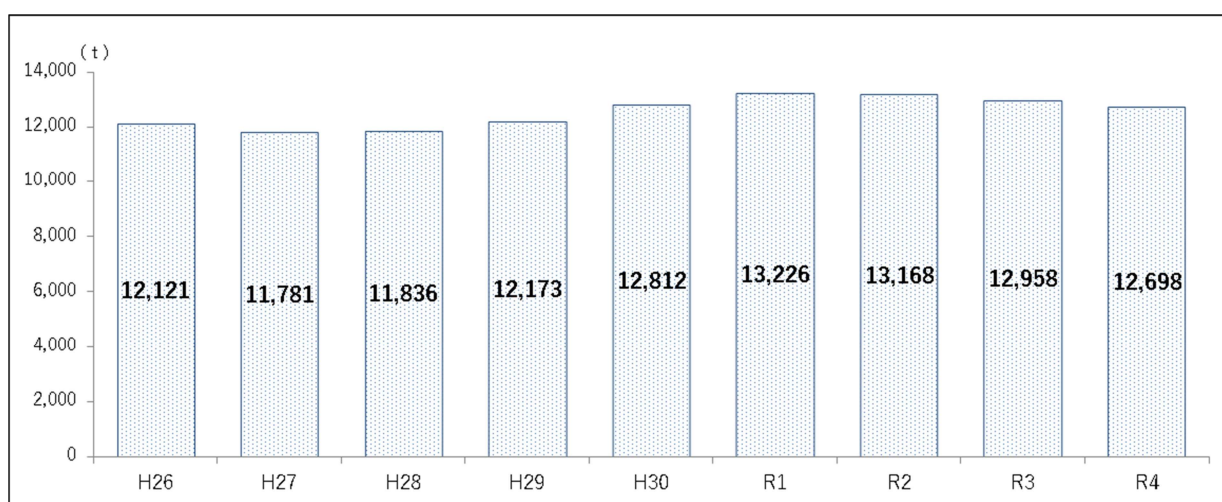
最終処分量は、市が持続的にごみ処理を行う中で必要となる最終処分場の維持に関する指標であるため、引き続き指標として設定した。

令和4年度の最終処分量の実績値は12,698tで令和3年度実績から260t減少（前年度比98.0%）し、計画目標値を達成した（図表7、8）。これはごみ総排出量が減少したことが要因として考えられる。

図表7 最終処分量の実績値（t）

	R2	R3	R4	R10（計画最終年度）
計画目標値	—	—	12,849	11,583
実績値	13,168	12,958	12,698	—

図表8 最終処分量の推移



2 各施策の進捗について

本計画の計画期間は、令和4年度から令和10年度までの7年間とし、「市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用にする循環型都市を目指す」の基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を定めている。

- 基本方針1 ごみの減量・資源化と適正処理の推進
- 基本方針2 市民・事業者・市の協働による取組みの推進
- 基本方針3 ごみ処理と資源化の体制整備の推進

基本方針に基づいた各種施策・事業については、毎年度、実施計画を策定し、事業の進捗管理を行っている。令和4年度の進捗状況は、次ページ（図表9）のとおり、46項目すべてについて計画どおり進められた。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止によって事業の実施についての直接の影響は出ていないが、基本方針1（2）家庭系ごみ資源化の推進「資源物集団回収活動に対する協力金交付」については、令和3年度に引き続き、活動を控えている団体があったことにより、回収量が減少する等の影響があった。

ごみの減量・資源化を進め、3つの計画目標「ごみの総排出量」、「資源化率」、「最終処分量」の数値目標を達成するために、現在挙げられている事業を着実に遂行し、更に内容を充実させ取り組んでいく必要がある。

図表9 個別施策

基本方針1 ごみの減量・資源化と適正処理の推進

◎…進んでいる ○…計画どおり △…遅れている

施策	令和4年度実施計画に基づく事業	進捗状況
(1) 家庭系ごみの減量の推進	1 サステナブルな暮らしの提案事業	○
	2 家庭ごみ有料化の検討	○
	3 食品ロス削減推進事業	○
	4 生ごみ堆肥化容器の無料配布	○
	5 家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付拡充	○
(2) 家庭系ごみ資源化の推進	1 使用済み紙容器のリサイクル事業（実証実験）	○
	2 区役所・協働センター等での雑がみ回収	○
	3 幼稚園・保育園・小学校・中学校や転入者への雑がみ分別袋の配布	○
	4 大型商業施設等での雑がみ分別袋配布	○
	5 不用になった紙袋の拠点回収	○
	6 回収拠点での雑がみ分別に関する情報発信	○
	7 資源物集団回収活動に対する協力金交付	○
	8 資源物回収拠点の整備	○
	9 資源物拠点回収に関する情報発信	○
	10 家庭系生ごみバイオマス事業の調査研究	○
	11 プラスチック資源の分別収集に係る制度内容の情報集及び実施検討	○
(3) 事業系ごみの減量・資源化の推進	1 事業系一般廃棄物の適正処理の周知	○
	2 事業系一般廃棄物の適正処理の指導	○
	3 大規模建築物所有事業者に対する指導	○
	4 清掃工場等における搬入検査の実施	○
	5 再生利用可能な事業系古紙の搬入規制	○
	6 事業系生ごみバイオマス事業の推進	○
(4) ごみの適正処理の推進	1 環境美化推進員の研修の充実	○
	2 ごみ・資源物分別・排出ルール of 周知徹底	○
	3 地域環境美化活動推進協力金の交付	○
	4 ごみ集積所管理物品の配布	○
	5 不法投棄パトロール及び啓発活動の実施	○
	6 集積所への不当排出パトロールの実施	○
	7 不法投棄防止看板の配布	○

基本方針2 市民・事業者・市の協働による取組みの推進

施策	令和4年度実施計画に基づく事業	進捗状況
(1) 人材育成及び環境教育の推進	1 こどもモットイナイ大作戦事業	○
	2 社会科副読本の配布	○
	3 移動環境教室の実施	○
	4 ごみ減量セミナー・出前講座の開催	○
	5 ホームページやSNSを活用した周知啓発	○
(2) 市民との協働の推進	1 大学生との協働事業の検討	○
	2 環境美化推進員の育成・強化	○
(3) 事業者との協働の推進	1 食品ロス及びプラスチックごみ削減に向けた周知・啓発	○
	2 ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰制度	○

基本方針3 ごみ処理と資源化の体制整備の推進

施策	令和4年度実施計画に基づく事業	進捗状況
(1) 安定的な体制整備の推進	1 新清掃工場及び新破碎処理センターの整備及び西部清掃工場の更新	○
	2 資源物集団回収活動に対する協力金交付 【再掲 1-(2)-7】	○
	3 資源物拠点回収の整備 【再掲 1-(2)-8】	○
	4 資源物拠点回収に関する情報発信 【再掲 1-(2)-9】	○
(2) 効率的な体制整備の推進	1 効率的な収集運搬体制の検討	○
(3) 災害時の体制整備の推進	1 廃棄物処理部応急対応マニュアルの見直し	○
	2 廃棄物処理班における研修	○
	3 静岡県産業廃棄物協会との意見交換及び研修の検討	○

令和4年度生活排水処理の状況について

環境部廃棄物処理課

1 一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画編）の進捗について

一般廃棄物処理基本計画のうち生活排水処理編では、生活排水処理に係る課題等を踏まえて基本方針を定め、指針として計画最終年度（令和10年度）における数値目標を汚水衛生処理率95.3%に設定し、水環境の改善に取り組むこととしている。

令和4年度における進捗状況は次のとおりである。

(1) くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、107,247.95kLを、西部及び東部衛生工場にて全量処理をした。

(2) 汚水衛生処理率※の推移

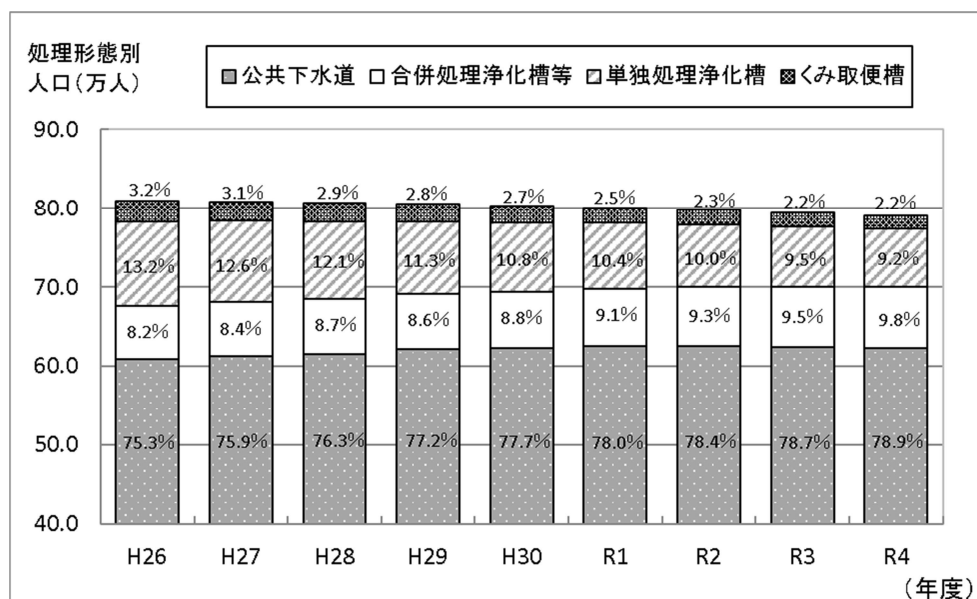
汚水衛生処理率は前年度の88.2%より0.4%増の88.6%となり、目標値（令和4年改定）の89.4%を達成しなかったが、ほぼ計画に近い推移となっている。

※汚水衛生処理率とは

生活雑排水を衛生的に処理しているのかを示す数値であり、公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水人口を総人口で割った数字。

処理形態別人口の実績

区分	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総人口	人	808,959	807,898	806,407	804,989	802,728	800,870	797,938	793,606	790,580
公共下水道	人	609,472	613,046	615,097	621,784	623,428	624,943	625,410	624,345	623,462
合併浄化槽	人	66,648	68,097	70,031	69,615	71,004	72,807	74,388	75,702	77,328
単独浄化槽	人	106,847	102,068	97,785	91,196	86,906	83,484	79,437	75,732	72,716
くみ取り便槽	人	25,992	24,687	23,494	22,394	21,390	19,636	18,703	17,827	17,074
汚水衛生処理率	%	83.6	84.3	85.0	85.9	86.5	87.1	87.7	88.2	88.6
(計画値)	%	84.4	86.0	87.6	89.2	90.6	91.9	93.0	93.7	89.4



グラフ1 処理形態別人口の比率

2 各施策の進捗について

本計画の計画期間は、令和4年度から令和10年度までの7年間とし、「市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進」を実現するため、3つの基本方針を定めている。

その基本方針に基づいて各種施策の事業を実施しているが、令和4年度の進捗状況は、14項目すべてについて計画どおり進められている。

基本方針1 水環境改善のための目的意識の向上

○…実施している △…遅れている

個別施策	事業内容	進捗状況
(1) 市民団体や自治会等との連携	1 自治会等への出前講座の開催	○
	2 小学生等を対象に環境教育	○
(2) 広報誌やインターネット等を用いた情報発信	1 水質調査結果等の情報発信	○

基本方針2 生活排水による水環境への負荷低減

個別施策	事業内容	進捗状況
(1) 公共下水道の整備と接続率の向上	1 公共下水道事業計画区域の効率的整備の実施	○
	2 公共下水道整備区域において職員の戸別訪問実施	○
(2) 合併処理浄化槽への設置替えと適正管理	1 公共下水道事業計画区域外において職員の戸別訪問実施	○
	2 浄化槽使用家屋等に適正な維持管理の周知啓発	○

基本方針3 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続

個別施策	事業内容	進捗状況
(1) し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理	1 安定的な処理体制の継続	○
	2 運転管理業務受託者への業務確認、指導等の実施	○
	3 下水道処理施設等との連携	○
(2) 大規模災害時に対応したし尿処理体制の継続	1 近隣自治体との緊急時相互受入等の協定等の活用	○
	2 収集運搬業者と連携し防災訓練を実施	○
	3 適正な処理を継続するための保全計画策定	○
	4 運転を停止した処理槽等においても維持管理継続	○

第 2 次浜松市環境基本計画の令和 4 年度進捗状況について

環境政策課

1. 第 2 次浜松市環境基本計画の概要

浜松市環境基本計画は、浜松市環境基本条例第 9 条の規定に基づき、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めたものです。2008（H20）年に「第 1 次浜松市環境基本計画」を策定しました。その後、社会情勢の変化に対応するため、2015（H27）年に策定した「第 2 次浜松市環境基本計画」は、2019（R1）年度に計画の見直しを経て、「第 2 次浜松市環境基本計画（改定版）」となり、現在はこれに基づいて様々な環境施策を実施しています。

また、当計画では、浜松市総合計画を踏まえ、2045（令和 27）年を見据え、『豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市』を環境の将来像として掲げ、その実現に取り組んでいます。

2. 第 2 次浜松市環境基本計画の達成度

第 2 次浜松市基本計画では、2024（R6）年を目標年度とし、5 つの基本方針に基づき、施策の進捗を管理しています。

2022（R4）年度においては、5 つの基本方針のうち、3 つの指標において目標を達成しています。

基本方針1 健康で安全な生活環境を保全する都市

(1) 主な施策

大気汚染対策、水質保全対策、有害化学物質対策 など

(2) 2022(R4)年度に実施した主な取組み

- ・雨水浸透ます設置事業費補助金により佐鳴湖上流域に設置された雨水浸透ますの機能保持を図るため、啓発を兼ねた職員による点検作業を実施した。（45 基）
- ・負担金交付先である佐鳴湖地域協議会の活動にて、佐鳴湖ヨシ刈り等の水質保全事業を実施した。

(3) 環境指標

指標	2013(H25) 実績値	2022(R4)			2024(R6) 目標値*2
		目標値*2	実績値	達成率	
佐鳴湖の COD (化学的酸素要求量)*1 5ヵ年移動平均値	7.6mg/L	8mg/L 以下	7.2mg/L	110%	8mg/L 以下

*1 COD(化学的酸素要求量):水質の指標の一つ。一般的に、有機物が多く水質が悪化していると数値が高い。

- ・現時点で目標を達成
- ・今後は、佐鳴湖水環境向上行動計画（第二期）に基づき、市民活動の支援を強化

基本方針2 資源を有効に活用する循環型都市

(1) 主な施策

一般廃棄物の減量とリサイクルの推進 など

(2) 2022(R4)年度に実施した主な取組み

- ・生ごみ減量の推進のため、474 世帯に生ごみ堆肥化容器を無料配布し、159 世帯に生ごみ処理機購入費補助金を交付
- ・自治会や小学校等でごみ減量についての説明会を 27 回（1,324 人）実施した。また、食事の食べきりや雑がみ・プラごみ集め等に取り組むこともモッタイナイ大作戦では、市内の小学生 16,969 人

が参加した。

- ・家庭ごみ有料化制度について制度素案を示し、市民説明会を2022年7～10月にかけて市内54か所で行いのべ1,233名の参加があった。また、ご意見は1,607名から7,924件の応募があり、12月には市の考え方を公表した。(市の考え方は2023年3月の審議会で報告済み)

(3)環境指標

指標	2013(H25) 実績値	2022(R4)			2024(R6) 目標値
		目標値	実績値	達成率	
一人1日当たりの 一般廃棄物排出量*1	897.7g	855.0g (42.7g削減)	807.9g (89.8g削減)	210% (R6:190%)	850.5g

*1 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、集団回収等の総量を指す。

- ・2022年目標を達成し、現時点で2024年最終目標も達成
- ・目標値達成の要因の一つとして、今まで行ってきた各種事業の効果や家庭ごみ有料化制度の検討に合わせた市民説明等により、ごみ減量への関心が高まったことが考えられる
- ・その他、コロナ禍や物価高騰等に伴う消費生活行動の変容が影響しているものと推測しているが、今後の状況により一般廃棄物排出量が増加する可能性もあるため、引き続きごみ減量・資源化の取組みを進める必要がある。

基本方針3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市

(1) 主な施策

再生エネルギーなどの導入、地球温暖化対策の計画的な推進、気候変動に対する適応 など

(2)2022(R4)年度に実施した主な取組み(次回審議会にて進捗報告予定)

- ・太陽光発電の適正な導入及び既存施設の適正管理を促進(導入量:5,138.4kW 累計:594,740kW)
- ・ZEHの新築(ZEH:100棟)や電気自動車の購入(EV:160台)、住宅にエネルギーを賢く利用するためのシステム(設備)の導入(蓄電池:783件、V2H対応型充電設備:41件、燃料電池102件、太陽熱利用システム:65件、太陽光発電システム:506件)に対する補助を通じ、家庭部門での省エネ化・脱炭素化を推進
- ・浜松市地球温暖化防止活動推進センターを通じて、市内高校生・大学生による「STOP 温暖化若者会議 2022」、STOP 温暖化若者会議クリーン作戦、市民向けワークショップ・講座、省エネ住宅建築のための市内事業者向け研修会等の開催

(3)環境指標

指標	2013(H25) 実績値	2020(R2)			2024(R6) 目標値
		目標値	実績値	達成率	
市域の温暖効果ガス 排出量の削減目標	基準年排出量 5,724.6千t-CO2	850.4千t-CO2 (14.7%削減)	1,663.7千t-CO2 (29.1%削減)	196% (R6:118%)	1,413.9千t-CO2 (24.7%削減)

- ・2020年目標を達成し、現時点で2024年最終目標も達成
- ・国による温室効果ガス排出削減目標の引き上げに伴い、令和5年度中に「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」改定を行う

基本方針4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市

(1) 主な施策

生物多様性の保全、森林・農地・緑地の保全 など

(2) 2022(R4)年度に実施した主な取組み

- ・「生物多様性はままつ戦略」に基づき、生物多様性保全にかかる事業を実施した（別途報告）。
- ・「市民の森」指定地の土地所有者への報償金支払（1㎡あたり40円）
- ・特別緑地保全地区／緑地保全地域／風致地区の指定候補地27地区中7地区の現況を把握し、候補地区域図面へ反映

(3) 環境指標

指標	2013(H25) 実績値	2022(R4)			2030(R12)*3 目標値
		目標値	実績値	達成率	
緑地保全面積*1	1,373.62ha	—*2	1,372.93ha	(R12:69%)	1,977.66ha

*1 主として、緑地の保全を目的とした法規制・条例により担保された緑地（特別緑地保全地区・風致地区・生産緑地地区・市民の森）の面積

*2 年度毎の目標値を設定していないため、—にて表記。達成率は2030(R12)目標値比。

*3 緑の基本計画は、令和3年度に改定を行い、計画期間を2021(R3)年度から2030(R12)年度としている。

- ・現時点で2030年最終目標に対する達成率は69%
- ・市民の合意に基づく「市民の森」について、より担保性の高い地域制緑地としての指定に向けた段階的な移行を目指している
- ・地域制緑地の指定には、市民の合意形成を図りながら各緑地の現況を把握し指定内容を具体化する必要があるため、現地調査を実施し、データ整理と情報収集を進める

基本方針5 環境活動を実践する人が育つ都市

(1) 主な施策

環境教育、環境情報の発信 など

(2) 2022(R4)年度に実施した主な取組み

- ・保育園・幼稚園・小中学校を対象とした移動環境教室を115校・園で実施し、延べ9,940人が受講
- ・海洋プラスチックごみを題材とした環境劇「海のこえがきこえる」を市内の小中学校8校にて上演（児童2,086人が鑑賞）

(3) 環境指標

指標	2014(H26)*2 実績値	2022(R4)			2024(R6) 目標値
		目標値	実績値	達成率	
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合*1	55.1%	—*3	35.3%	(R6:53%)	67%

*1 市民意識調査によるごみ減量、節電、リサイクルなど環境に配慮したくらしを実践する市民の割合。

*2 生物多様性はままつ戦略が2014(H26)年に策定されたことによる。

*3 年度毎の目標値を設定していないため、—にて表記。達成率は2024(R6)目標値比。

- ・現時点で2024年最終目標の達成率は53%
- ・移動環境教室などの環境学習会を通じて、自ら行動できるように若い世代を啓発し、環境に配慮した行動の意識付けを図る。

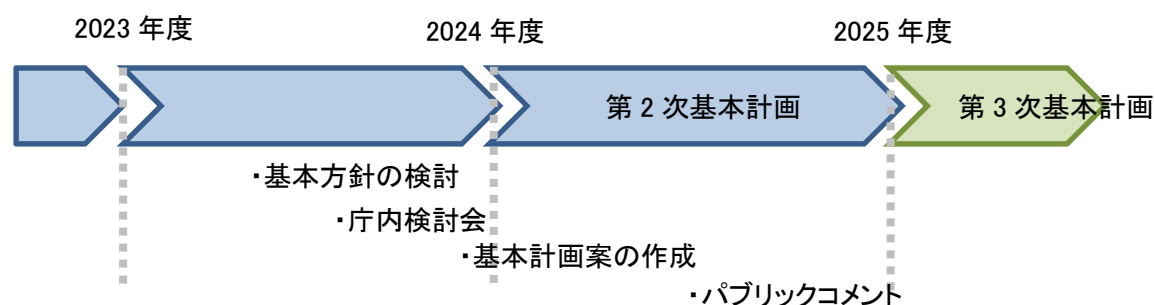
3. 第3次浜松市環境基本計画の策定について

第2次基本計画（2015（H27）年初版作成、2020（R02）年中間見直し）は、2024（R6）年に目標年度を迎えます。2025（R7）年以降の環境施策の方針を定めるため、次期環境基本計画の策定作業に着手します。

(1) 課題・対応方針

- ・新たな計画は、浜松市総合計画、環境分野の個別計画（地球温暖化対策実行計画、生物多様性はままつ戦略等）、関連する計画（緑の基本計画、エネルギービジョン等）と整合した内容とするため、庁内各課で検討する必要があります。
- ・環境施策に係る最新の動向を踏まえ、現行施策の見直しを行います。
- ・第2次計画改定版のつくりを維持し、いくつかの基本方針を設定して庁内関連施策をまとめる方向性で検討します。

(2) スケジュール



今年度中に基本方針の検討と庁内検討会を行い、基本計画案を作成します。各段階で環境審議会に対し進捗状況を報告し、ご意見をいただきます。来年度秋を目途にパブリックコメントを実施、市民の皆さまの意見を踏まえた調整を行い、令和6年（2025年）4月より新計画がスタートする予定です。

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課		
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他				
								政策名	予算項目名	事業名						関係計画・ビジョン等 名称	
1	健康で安全な生活環境を保全する都市	1 大気汚染対策	1 工場・事業場におけるばい煙など排出削減対策	大気汚染防止法に基づく規制対象事業所へ立入検査を実施し、ばい煙などの排出削減のための適正な指導を行います。	立入計画に基づく立入検査を年間70件程度実施し、大気汚染の負荷低減の指導を実施した。	規制対象事業所へ立入検査を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	3	11	環境保全課		
2		2 自動車排出ガス対策		市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して自主運行バス・地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	公共交通推進事業	浜松市総合交通計画 第4章 P116.117	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課		
3		イ		公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク＆ライドやサイクル＆ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	公共交通推進事業	浜松市総合交通計画 第4章 P118~121	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課		
4		ウ		歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	継続中				浜松市自転車活用推進計画	無	11		道路企画課		
5		エ		渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	継続中					無	11		道路企画課		
6		オ		事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。	次世代自動車センターへの支援	地元中小企業のEVを含む次世代自動車への対応を支援する「次世代自動車センター」を支援する。	継続中	新産業の創出と既存産業の高度化による活力ある地域経済の実現	産業振興費	産業イノベーション推進事業		有(政策事業シート)	8		産業振興課		
7		カ		市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。	電気自動車用急速充電器(6台)の維持管理利用実績(6台合計) 平成27年度:1,868回 平成28年度:3,423回 平成29年度:5,517回 平成30年度:6,327回 令和元年度:7,578回 令和2年度:8,034回 令和3年度:8,217回 令和4年度:6,714回 次世代自動車試乗会の開催(H29) 道の駅か所 計6日間 試乗者:計155人 次世代自動車トークショーの開催(H29) 参加者:40人 燃料電池自動車(FCV)の導入 令和元年10月1日 可搬型外部給電器(V2L)の導入 令和2年7月20日 FCVを用いたイベント等での普及啓発活動 令和元年度:8回 令和2年度:4回 令和3年度:6回 令和4年度:5回	電気自動車用急速充電器の維持管理については当面継続する。 次世代自動車の普及啓発は、イベント等でのFCV及びV2Lの活用や、クールチョイス普及啓発の中で継続的に実施していく。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ・省エネ推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7、9、12	カーボンニュートラル推進事業本部		
8		3		大気汚染情報の確かな監視と市民への情報提供	大気汚染物質や微小粒子状物質による大気汚染の実態を的確に把握するため、大気測定局での監視を継続し、観測結果を公表します。	一般環境測定局9局及び自動車排出ガス測定局3局において市内の大気汚染の常時監視を実施した。また、観測結果の速報値をホームページへ公表した。年間値については、「浜松市の環境の現状と対策」としてまとめ、ホームページで公表し、市民への周知を図った。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		有(政策事業シート)	3	11	環境保全課		
9		イ		大気汚染物質の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質の注意喚起情報が発令された時には、速やかに市民・事業所などに周知します。	静岡県と連携し、大気汚染物質の監視強化期間を設け、休日等の時間外でも迅速な対応の体制を整えた。また、マニュアルを作成し、注意報等の発令に備え、HP及び防災無線、防災ポータル等にて市民・事業者などに周知する体制を整えた。	引き続き、大気汚染物質の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質の注意喚起情報が発令された時には、速やかに市民・事業所などに周知する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11	3	環境保全課		
10		4		アスベストの大気環境への排出防止	解体工事などに伴うアスベストの飛散を防止するため、大防法に基づく適正処理を周知・指導します。	特定粉じん排出等作業の届出のあった16工事現場について立入検査を実施し、作業基準の遵守義務を指導した。また、建設リサイクル法に基づく合同パトロール等を40工事現場で実施し、改正法の周知やアスベストの作業基準の遵守義務等の指導を行った。特定建築材料に関するアスベスト事前調査報告が義務付けられ、4,389件の事前調査結果が報告された。	特定粉じん排出等作業を伴う工事現場に継続して立入検査を実施する。また、建設リサイクル法の合同パトロール等を継続して実施し改正法の周知を進めると共に、アスベストアナライザーを用いた立入検査を行い、アスベストの作業基準の遵守について事業者指導を行う。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	3	11	環境保全課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課		
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針	進捗・評価	政策事業シート等			管理指標の有無	メイン			その他	
								政策名	予算項目名	事業名						関係計画・ビジョン等
11	2 水質保全対策	1 川や湖を守る条例の運用	ア	河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。	河川利用者の多い夏季に環境保全団体及び北区・天竜区と連携し、環境共生区域のパトロールを実施した。 平成27年度～令和4年度 (環境共生区域内の水環境汚濁行為者0人)	浜松市川や湖を守る条例に基づき、引き続き、環境共生区域での河川パトロールを実施する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境共生事業	有(政策事業シート)	6	14	環境政策課		
12				イ	浜名湖内湾の中で、猪鼻湖、引佐細川湖、庄内湖など、閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。	浜名湖内7箇所において定期的に水質調査を実施した。猪鼻湖においては、果樹園から流出する肥料成分の負荷削減の目的で、施肥協議会の取り組みとして、三ヶ日町農協を通じて三ヶ日町のみかん農家に草生栽培の啓発チラシを配布した。	浜名湖内の水質調査を継続して実施する。施肥協議会を活用し、浄化対策の検討、推進を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3		環境保全課	
13				ウ	湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を実施し、事業場排水について適切な指導を行います。	立入計画に基づき、湖沼保全区域内の特定事業場への年間38件の立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3		環境保全課	
14				エ	湖沼保全区域における肥料の使用実態の把握に努めるとともに、同区域において肥料を使用する者に対し、水環境への負荷が少ない肥料の使用法の普及に取り組みます。	施肥協議会の取組みとして、農業部局より農業生産における慣行施肥量及びエコファーマー認定の施肥量の最新情報を収集した。また三ヶ日町農協を通じて三ヶ日町のみかん農家に草生栽培の啓発チラシを配布した。	草生栽培の実証試験の継続により、猪鼻湖周辺の果樹園における草生栽培の普及を図る。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3	12	環境保全課	
15		2 生活用水の安定供給	ア	生活用水について、水源の水質悪化リスクに対応するため、浄水の高度処理方法を推進します。	活性炭注入設備の運転及び保守点検マニュアルを作成した。	安定的な運用ができる体制を整備するため、定期的に教育訓練を実施する。	継続中	安全な水を確実に届け続ける浜松の水道	原水及び浄水費(浜松水道事業)	浜松市水道事業	浜松市水道事業ビジョン2015-2024	無	6		浄水課	
16		3 生活排水による水環境への負荷低減	ア	公共下水道整備予定区域については効果的な整備を進めます。	水環境改善のため、汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する。 現在 R 4(末)→81.5% 目標 R 6(末)→82%	今後も、汚水処理施設の未普及地域において、下水道、浄化槽等の汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する。	継続中	未来へつなぐ快適な都市の暮らしを強固に支え続ける浜松の下水道	浜松市下水道事業会計	浜松市下水道事業(下水道事業費)	浜松市下水道ビジョン 第4章 7つの具体的施策 汚水処理10年プランの推進	無	6		下水道工事課	
17			イ	公共下水道の接続率の向上を図ります。また、公共下水道整備予定区域外において、くみ取便所や単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への設置誘いを促すとともに、すべての浄化槽設置者に対し適正な維持管理を呼びかけます。	職員による戸別訪問を実施し下水道接続の重要性や浄化槽設置費補助金制度について丁寧な説明を行った。 下水道接続率:94.5%(H26末)→96.8%(R4末) 合併浄化槽基数:19,354基(H26末)→26,985基(R4末)	引き続き戸別訪問を実施する。	継続中	未来へつなぐ快適な都市の暮らしを強固に支え続ける浜松の下水道	浜松市下水道事業会計・浄化槽助成事業	浜松市下水道事業(下水道事業費)	浜松市下水道ビジョン 第4章 第1項・汚水処理10年プランの推進(P23) ・下水道接続率向上と合併処理浄化槽設置の促進(P25)(H21～R6)	有(政策事業シート)	6		お客さまサービス課	
18		4 屎尿・浄化槽汚泥の安定的な処理の確立	ア	屎尿処理施設の適切な運転管理体制を確立するとともに、性能水準確保のために、年次計画に基づく維持管理を行います。	屎尿処理体制の効率化が図られ、適正に維持管理された。	性能水準を確保するために、年次計画に基づく維持管理を行う。	継続中	安全・安心で安定したごみ・屎尿等の処理	廃棄物処理費	衛生工場運営事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画編(改定版)】(H26～R10)P3229	無	11	6、12、14	廃棄物処理課	
19			イ	屎尿処理施設のライフサイクルコストの低減を図るとともに、下水道接続率の向上や将来の人口減少を見据え、施設の統廃合や長寿命化計画により、改修工事と予防保全を行うことで、安定的な屎尿処理体制の確立を図ります。	施設の統廃合が完了し、長寿命化計画に基づき西部衛生工場の改修工事を行った。工事の進捗率は令和4年度現在88.2%。	長寿命化計画に基づき、改修工事と予防保全を行う。	継続中	安全・安心で安定したごみ・屎尿等の処理	廃棄物処理費	衛生工場運営事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画編(改定版)】(H26～R10)P3229	有(政策事業シート)	11	6、12、14	廃棄物処理課	
20			ウ	予測される大規模災害時に対応可能な屎尿処理体制を構築します。	処理体制の効率化が図られ、長寿命化工事を実施することにより、強靱な屎尿処理体制の構築を行っている。	処理施設や収集運搬の強化を図り、大規模災害時に対応可能な屎尿処理体制を構築する。	継続中	安全・安心で安定したごみ・屎尿等の処理	廃棄物処理費	衛生工場運営事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画編(改定版)】(H26～R10)P3229	無	11	6、12、14、17	廃棄物処理課	
21		5 工場・事業場における排水対策	ア	工場・事業場における排出基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、排水対策の強化への協力を求めていきます。	立入計画に基づく立入検査を年間99件実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	立入検査時の指導を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業		無	3		環境保全課	
22			イ	排出基準が適用されない工場・事業場に対しては、排水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。	立入計画に基づき排水基準が適用されない工場・事業場にも立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	排水基準が適用されない工場・事業場への立入検査及び汚濁負荷削減の指導を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業		無	3		環境保全課	
23			ウ	良好な水質を守るため、地域代表、事業者、行政が協力して、芳川の着色対策を推進します。	芳川で定期的に着色度を測定するとともに、芳川着色対策連絡会と対して意見交換を実施した。また、染色排水の最新の脱色技術等を調査し連絡会委員に伝達した。	地域代表、事業者、行政で協力して、芳川の着色対策を推進する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業		無	3	11	環境保全課	
24		6 市民や各種団体との連携による活動の推進		環境活動を通じて参加者・参加団体と連携を図りながら、清掃活動や動植物の保全活動、勉強会などを開催し、河川、湖沼などの水質改善対策事業を推進します。	市民団体・事業者等と連携し、海岸の清掃活動を実施し、市民意識の高揚と水環境の保全を図った。 ウェルカムグリーン作戦参加者数(団体数) 平成27年度:4,095人(77団体) 平成28年度:4,613人(88団体) 平成29年度:3,583人(49団体) 平成30年度:3,108人(70団体) 令和元年度:3,526人(60団体) 令和2年度:中止 令和3年度:2,413人(64団体) 令和4年度:2,822人(68団体) 浜名湖クリーン作戦参加者数(団体数) 平成27年度:18,141人(197団体) 平成28年度:15,165人(182団体) 平成29年度:16,653人(198団体) 平成30年度:15,047人(197団体) 令和元年度:15,217人(207団体) 令和2年度:中止 令和3年度:中止 令和4年度:14,208人(201団体)	清掃活動等の環境活動を通じて、参加者・参加団体と連携を図りながら、引き続き河川・海岸等の水質改善対策事業を推進する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業	有(政策事業シート)	17	14	環境政策課		
25		イ	NPO・自治会・事業者などが幅広く協働し、水環境に関する意見交換会の開催などを通じて、水環境改善に向けた意識向上を図ります。	佐鳴湖地域協議会のイベントとしてプラットフォーム構築に向けたワークショップや、市民活動団体の交流の場として佐鳴湖交流会を開催した。	佐鳴湖地域協議会によるイベントを継続して開催する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	佐鳴湖水環境向上行動計画(第2期)(R2～R6)	無	3	15	環境保全課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課		
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート		関係計画・ビジョン等	管理指標の有無	メイン	その他				
							政策名	予算項目名							事業名	名称
26	音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造	1 感覚公害に対する指導、啓発活動	広報紙やインターネット等による水質調査結果の公表や、ホームページ、報道などにより公表し、市民への周知を図った。	水質調査結果を冊子(浜松市の環境の現状と対策)、ホームページ、報道などにより公表し、市民への周知を図った。	冊子、ホームページ、報道などによる水質調査結果の公表を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業		無	3		環境保全課		
27			市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や水質浄化活動を推進します。	佐鳴湖で市民・NPO・事業者が参加するヨシ刈りイベントを開催し、水質浄化及び啓発を実施した。また、市民へ雨水浸透ますの設置について啓発した。	佐鳴湖でのヨシ刈りイベントの開催及び市民へ雨水浸透ます設置の啓発活動を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	佐鳴湖水環境向上行動計画(第2期)(R2~R6)	有(政策事業シート)	3	15		環境保全課	
			準用河川豊田川では、地元意見を踏まえ整備した親水護岸が地域に根付き、地域住民・学校・企業による河川清掃やお花見が開催されるようになった。	河川整備にあたっては、引き続き、「浜松市川づくり計画」に基づき、各流域の河川特性を踏まえた良好な水辺空間の整備を推進する。	河川管理対策事業	浜松市川づくり計画(H26~R4)	無	11	13	河川課						
28		7 水質汚濁状況の的確な監視	河川・湖沼など、公共用水域の測定点や、測定回数、測定項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え、常時監視を実施し、監視結果を公表します。	水質測定計画の見直しを行い、適正な水質調査を実施するとともに、調査結果を公表した。	水質測定計画の見直し及び調査結果の公表を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業		無	3	15		環境保全課	
29		3 音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造	1 感覚公害に対する指導、啓発活動	静岡県生活環境の保全等に関する条例、音・かおり・光条例に基づき、生活騒音対策に関する指導、啓発活動を推進します。	規制の対象とならない騒音に対して、市民の相談に対応した。また、椅子広告掲示により条例啓発に努めた。	引き続き、規制の対象とならない騒音について、市民の相談に対応する。また、広告やグッズ配布等を通じた市民への呼びかけを行い、継続して条例を周知していく。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11		環境保全課	
30				悪臭防止法や生活環境保全条例、音・かおり・光条例に基づき、悪臭対策に関する指導、啓発活動を推進します。	規制の対象とならない悪臭に対して、市民の相談に対応した。また、椅子広告掲示により条例啓発に努めた。	引き続き、規制の対象とならない悪臭について、市民の相談に対応する。また、広告やグッズ配布等を通じた市民への呼びかけを行い、継続して条例を周知していく。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11	3		環境保全課
31				音・かおり・光条例の規定に基づき、照明器具などの減灯などの協力要請、照明器具などの設置における配慮、営業時間外における減灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限について、市民・事業者と協力を求めます。	光害に関する苦情に対応し、適切な照明の配置や減灯について指導を行った。	あらゆる光害の情報収集を継続し、適切な照明の配置や減灯について指導を行う。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11			環境保全課
32	2 浜松市音・かおり・光資源の保全			音・かおり・光条例に基づき選定した浜松市音・かおり・光資源を、広く市民に周知します。	音・かおり・光資源対象箇所への啓発案内看板の修繕、維持管理をした。	条例の趣旨に合うように、資源の見直しを行う。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11			環境保全課
33	4 騒音・振動・悪臭対策	1 自動車騒音・振動対策の推進	市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して自主運行バス・地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	公共交通推進事業	浜松市総合交通計画 第4章 P120, 121	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課		
34			公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク＆ライドやサイクル＆ライドを推進します。	交通事業者がパーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク＆ライド、サイクル＆ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	公共交通推進事業	浜松市総合交通計画 第4章 P118~121	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課		
35			ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	継続中					浜松市自転車活用推進計画	無	11		道路企画課	
36			エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	継続中						無	11		道路企画課	
37			オ 良好な住環境を保全するため、高機能舗装の整備や街路樹の配置により、自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。	舗装維持管理や街路樹再整備方針に基づき、適切な維持管理を実施した。	良好な住環境を保全するため、計画的な舗装修繕や街路樹管理により、自動車による振動の緩和対策を進めます。	継続中	効率的な道路・河川管理	道路保全費	道路維持修繕事業			無	9	11	道路保全課	
38			2 工場・事業場及び建設作業における騒音・振動対策の推進	工場・事業場及び特定建設作業現場からの騒音・振動を抑制するため、騒音規制法、振動規制法や生活環境保全条例に基づき規制・指導を行います。	騒音・振動苦情の発生件数が多い市街化調整区域において、苦情発生を未然に防ぐため、開発前事業者に対する公害未然防止調査を開始した(7件)。公害防止管理者未選任事業者(約100社)に対してラッジを活用した通知を送付した。また、市民からの相談を受け、騒音・振動の抑制を指導した。	公害未然防止調査を継続して実施するとともに、公害防止管理者未選任事業者へ立入検査を開始する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11		環境保全課	
39				イ 低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導します。	特定施設設置事業者や特定建設作業実施者へ低騒音型設備や防音対策の手法を指導した。	引き続き特定施設設置事業者や特定建設作業実施者へ低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11		環境保全課	
40	3 航空機騒音対策の推進	浜松飛行場周辺の飛行機騒音対策については、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう求めます。	県基地関係連絡協議会を通じて、浜松市を管轄している南関東防衛局長に、航空機の騒音対策等の要望書を直接渡すなどの要望活動を実施している。	航空機の騒音対策を推進していただくため、要望活動を継続して実施していく。	継続中	市民安全の確保	市民生活費	市民安全対策事業		無	11		市民生活課			
41	4 悪臭対策の推進	地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や生活環境保全条例に基づく指導を行います。	悪臭の特定事業所へ聞き取り検査を実施し、悪臭の低減を指導した。	規制対象事業所へ必要に応じて立入検査を実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11	3		環境保全課		
42		イ 悪臭防止に向けた指導啓発に努めます。	市民・農業従事者・事業者などに対し、広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで悪臭の発生抑制を周知し、悪臭防止を啓発した。	広報はままつ、ホームページ、パンフレットなどで、継続して悪臭防止を啓発する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業		無	11	3		環境保全課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他		
							政策名	予算項目名	事業名					
43			ウ 畜産農家に対し、県との連携による現場確認や指導、悪臭対策講習会への参加を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 定期牛検査(牛ヨーネ病検査) 5戸636頭検査(全頭陰性、現場確認、改善指導なし) 肉牛飼養衛生管理巡回 13戸巡回(現場確認、改善指導なし) 鳥インフルエンザ検査及びニューカッスル病等検査 11戸351羽検査(全羽陰性及び健康、現場確認、改善指導なし) 蜜蜂伝染病検査 1101群検査(全て陰性、現場確認、改善指導なし) (検証・評価)畜産農家における悪臭対策の推進に有効な施策である。	継続して畜産農家に対し、現場確認や指導、講習会への参加を支援していく。	継続中	生産基盤の安定による農業振興	畜産振興推進費	畜産環境・衛生対策支援事業	有(政策事業シート)	6		農業振興課	
44			エ 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、処理施設及び処理機械の導入を促進するとともに、新たな悪臭防止対策を検討します。	悪臭防止対策事業に対する補助金の交付(家畜排せつ物処理施設、機械整備等)R4 6件 2,997千円(検証・評価)畜産農家における悪臭対策の推進に有効な施策である。	処理施設及び処理機械の導入を引き続き促進していく。	継続中	生産基盤の安定による農業振興	畜産振興推進費	畜産環境・衛生対策支援事業	有(政策事業シート)	6		農業振興課	
45		5 騒音・振動の的確な監視	ア 自動車騒音、環境騒音(一般地域)、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定を継続して実施し、測定結果を公表します。	自動車騒音、環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動の測定を実施し、測定結果を「浜松市の環境の現状と対策」としてまとめ、ホームページ、報道発表などで市民へ公表した。	引き続き、自動車騒音、環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動の測定を継続して実施し、測定結果を公表する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	大気・騒音対策事業	有(政策事業シート)	11		環境保全課	
46	5 土壌、地下水汚染の防止	1 工場・事業場などの敷地土壌の汚染防止	ア 有害物質を取り扱う工場・事業場などに対する監視・指導の徹底を図ります。	有害物質を取り扱う工場・事業場に立入検査を行い、施設の構造基準の遵守及び点検の実施を指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図った。	立入検査の際に、有害物質の漏洩の確認を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3	6	環境保全課	
47			イ 有害物質を取り扱う工場・事業場などの廃止や形質変更に際しては、土壌汚染対策法に基づく土壌調査及び地下水調査を実施するよう事業者へ指導します。	土壌汚染対策法に基づく調査義務発生時には、法定方式による土壌及び地下水調査の実施を指導した。	調査義務発生時には、法に基づく適切な指示を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3	6	環境保全課	
48			ウ 土壌・地下水の汚染が判明した場合には、適切な汚染の除去等の措置を図るよう事業者へ指示します。	土壌・地下水汚染が判明した際には、土壌汚染対策法等に基づく適切な措置の実施を指示する。令和4年度は新たに土壌・地下水汚染が判明した事例はなかった。	法に基づく事業者への適切な指示を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3	6	環境保全課	
49			2 環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理	ア 堆肥などの土づくりや減化学肥料・減農薬など環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマーとして認定し、環境保全型農業を推進します。	年間5回の認定会議エコファーマー数 令和4年度は172人(検証・評価)環境保全の推進に有効な取り組みである。	「持続農業法」が廃止され、令和4年7月1日施行の「みどりの食料システム法」に基づく認定を県が実施する。	廃止							
50		イ 海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水化を防止するため、農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図ります。	農業用水の確保や維持管理を図るべく、県や市が事業主体となって、土地改良事業の実施や事業計画を樹立した。	海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水化を防止するため、引き続き農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図る。	継続中				浜松農業振興地域整備計画 第29ページ	無	9		農地整備課	
51		3 地下水の水質調査と浄化対策の徹底	ア 地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を定期的に実施します。	市内12箇所(井戸)の水質調査を実施し、地下水質の概況調査を実施した。	市内の井戸の水質調査を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	6	3	環境保全課	
52			イ 汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。	汚染井戸が発見された際には、汚染範囲、程度、汚染原因などを調査し、原因者に対し浄化対策の実施を指示する。令和4年度は事例がなかった。	法令・要綱に基づく対応を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	6	3	環境保全課	
53			ウ 汚染地域について、継続的に監視を行うために、定点モニタリング調査を実施し、浄化対策による改善効果や汚染の推移を確認します。	市内9箇所(汚染地域)において地下水の監視を継続し、浄化対策の進捗を確認した。	汚染地域の井戸の水質調査を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	6	3	環境保全課	
54		4 地下水のかん養	ア 静岡県地下水の採取に関する条例に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。	条例に基づく届出や、事業所からの採取量報告により揚水状況を把握して、地下水位低下や地下水塩水化等の地下水障害の防止に努めた。	引き続き条例に基づく届出や事業所からの報告により取水状況を把握し、障害を防止しつつ地下水の適切な利用を促す。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	6	3	環境保全課	
55			イ 地下水位の観測や塩水化調査に継続的に取り組みます。	市内13箇所16井の観測井戸において地下水位の調査を、また、市内62箇所の観測井戸で塩水化調査を継続して行い、地下水の監視に努めた。	地下水位及び塩水化調査を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	有(政策事業シート)	6	3	環境保全課	
56			ウ 地下水を利用している各事業者の自主的な取り組みについて、継続して協力を求めていきます。	西遠地域地下水利用対策協議会の事務局として運営に関わり、事業者による自主規制の取り組みを支援した。	事務局業務を通じて、規制の遵守に関する事業所指導を行っていく。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	6	3	環境保全課	
57			エ 健全な水循環を示す湧水について、情報を収集するとともに、保全に向けた取組みを進めます。	市内18箇所の湧水地点現況調査を実施し情報収集した。	市内湧水箇所の現況調査を実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	6	3	環境保全課	
58		5 工場・事業場に対する指導	ア 有害物質を取り扱う工場・事業場などに対して、有害物質の地下水への浸透の防止策を指導します。	有害物質を取り扱う工場・事業場に立入検査を行い、施設の構造基準の遵守及び点検の実施を指導し、土壌・地下水汚染の未然防止を図った。	立入検査の際に、有害物質の漏洩の確認を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3	6	環境保全課	
59			イ 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土壌汚染対策法に基づく調査を命令します。	地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ法に基づく調査命令を発する。令和4年度は計9件の調査命令を発した。	法に基づく適切な調査を実施するよう、今後も継続して事業者へ指示をする。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3	6	環境保全課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の名称	メイン	その他			
							政策名	予算項目名	事業名						
73			オ 使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充します。	【事業内容】市の施設にて家庭から出た使用済小型電子機器類の回収を行う。 【検証・評価】令和4年度は69.0t回収した。	【今後の方針】市況の変動が大きいため、市況を注視し安定したリサイクルに努める。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量・リサイクル推進事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P38、39 (R4~R10)	無	12		ごみ減量推進課	
74			燃えるごみなどの有料化の導入の可能性について調査・研究し、その結果を基に検討委員会などを設置し、協議します。	【事業内容】家庭ごみ有料化の制度案について市民説明会の開催等を行い、市民の意見を参考にし、検討を進める。 【検証・評価】制度案に対する意見募集を行った結果1,607人から7,924件の意見があった。説明会を54回(出前講座等8回含む)開催し、延べ1,233人(出前講座等参加者157人含む)が参加した。制度案説明動画を市公式ホームページで公開した。これらで集まった意見および市の考え方を公表し、制度案の検討を進めた。	【今後の方針】浜松市環境審議会の答申を基に、家庭ごみ有料について市民のご意見をふまえたさらなる検討を進める。実施については、社会及び経済情勢を踏まえ判断する。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量推進運営経費	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】第5章 基本方針及び計画の目標等 P38 (R4~R10)	無	12		ごみ減量推進課	
75			大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量などの促進に向け、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例に基づいて指導を行います。	【事業内容】減量等計画書に基づき立入検査を実施する。 【検証・評価】減量等計画書に基づき立入検査を実施し、減量及び資源化並びに適正処理等を指導を実施した。	【今後の方針】引き続き、減量等計画書に基づき立入検査を実施する。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	事業系一般廃棄物対策事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】7 個別施策 P38 (R4~R10)	無	12		ごみ減量推進課	
76			清掃工場における資源物や産廃・搬入不適合物の混入防止のために監視・指導を行います。(監視…廃棄物処理課、指導…ごみ減量推進課)	【事業内容】監視・指導を強化するため、清掃工場等での搬入検査を実施する。また、許可業者を対象に講習会等を行う等、分別の徹底や資源化の誘導を図る。 【検証・評価】(R4年度実績)清掃工場での搬入検査を実施した。許可業者を対象に講習会を行う等、普及啓発を通じた分別の徹底や資源化への誘導を図った。再生利用可能な古紙類の搬入規制を実施中。	【今後の方針】監視・指導を強化するため、清掃工場等での搬入検査を引き続き行う。また、許可業者を対象に講習会等を行う等、分別の徹底や資源化の誘導を図る。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	事業系一般廃棄物対策事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】7 個別施策 P38 (R4~R10)	有	12		ごみ減量推進課	
				監視…毎月2回、職員による搬入物調査を実施している。(指導はごみ減量推進課)	今後も継続して搬入物調査を実施し、監視を行っていく。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	西部清掃工場運営事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】(H26~R10) P38	無	6		廃棄物処理課	
77	2 意識啓発と環境教育の推進		ア ごみ排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。	【事業内容】拠点回収の運用方法を適宜検証し、必要に応じて見直す。 【検証・評価】現在の拠点は大きなトラブルなく運用できている。	【今後の方針】拠点回収の運用方法については、市民への周知を徹底していくとともに、適宜、必要を見直しを行っていく。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量推進運営経費	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P38、39 (R4~R10)	無	12		ごみ減量推進課	
				一部商品の分別区分の見直しについて、関係課と随時調整を行った。	今後も、一部商品の分別区分の見直しなども含め、必要に応じて排出ルールの見直しを検討していく。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	収集業務管理事業		無	12		廃棄物処理課	
78			イ 3Rなどに関する出前講座や説明会を実施します。	【事業内容】浜松市のごみ処理の現状、ごみの減らし方を説明し、ごみ減量の意識を高める。 【検証・評価】令和4年度は出前講座・Eスイッチプログラムを27回開催し、1,324名が参加した。	【今後の方針】ごみ減量を目的に希望する自治会や団体、小学校等に出前講座等を実施しごみ減量への協力を呼び掛ける。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量・リサイクル推進事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P39 (R4~R10)	無	4	12	ごみ減量推進課	
79			ウ 小学生社会科副読本「ごみとわたしたち」などを配布し、子供を対象とした環境教育を促進します。	【事業内容】社会科副読本を小学4年生に配布する。食事の食べ残り、雑がみ集め等に取り組み「こどもモットイナイ大作戦」を実施する。希望する園・校へコンポストを配付し、循環型社会を体験する。 【検証・評価】副読本は社会科授業内での環境教育に活用されている。「こどもモットイナイ大作戦」は16,969人が参加、コンポストは給食の生ごみ等から堆肥を作り花壇等で使用している。	【今後の方針】引き続き、副読本を小学4年生に配布する。「こどもモットイナイ大作戦」も継続する。コンポストも配付を継続する。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量・リサイクル推進事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P39 (R4~R10) 第3次浜松市教育総合計画 P31	有(政策事業シート)	4	12	ごみ減量推進課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の名称	メイン	その他			
							政策名	予算項目名	事業名						
80			エ	ごみ減量を行動にうつすための動機付けになる情報の発信を推進します。	【事業内容】市の各種広報媒体等を通じて情報を発信する。【検証・評価】R5年3月にごみ減量ガイドブックを34万部作成し、全戸配布した。R5年3月にリユースサイトを運営する事業者2者と連携協定を締結し、市HPに掲載した。	【今後の方針】新たに開設したInstagram環境部公式アカウントをはじめ、他部署とも連携しながら市の各種広報媒体等を通じて情報を発信していく。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量・リサイクル推進事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P38、39 (R4~R10)	無	12		ごみ減量推進課
81			オ	資源物持ち去りを禁止するため、廃棄物条例に基づきオ罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化します。	告発実績 2件 平成27年7月2日 10万円の罰金 平成30年6月12日 不起訴	市職員によるパトロールを継続して行く。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	収集業務管理事業		無	12		廃棄物処理課
82		3 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備	ア	新清掃工場及び新破砕処理センターを建設します。	新清掃工場及び新破砕処理センターの建設を進めた。設計・建設:平成30年2月27日 ~令和6年(2024年)3月31日	令和6年(2024年)4月からの運営を目指すしていく。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	新清掃工場整備事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改定版)】(H26~R10) P39	有(政策事業シート)	11	6, 7	廃棄物処理課
83			イ	西部清掃工場の現在の契約終了後の更新手法などについて検討します。	契約終了後5年間延長する。	延長後の契約内容を検討する。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	西部清掃工場運営事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改定版)】(H26~R10) P39	無	12	7	廃棄物処理課
84			ウ	旧ごみ施設を計画的に解体します。	北部清掃工場、旧龍山町生ごみ焼却場、三ヶ日ごみ処理センター、舞阪クリーンセンター、はるのやまびこドーム、天竜清掃センターの解体を実施した。	休止施設について順次解体していく。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	旧ごみ処理施設管理事業		無	11		廃棄物処理課
85			エ	新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討します。	2024年4月からの新清掃工場稼働に向けて、家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託契約に関する課題解決に向けて、関係課と随時調整を行っている。	引き続き、2024年度以降の家庭ごみ収集運搬業務委託の契約に向けて、関係課と随時調整を行っている。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	収集業務管理事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改定版)】(H26~R10) P40	無	12		廃棄物処理課
86			オ	個別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討します。	地区社協を所管する健康福祉部福祉総務課と連携し、地域による活動を支援した。	引き続き、地域による活動を支援するとともに、関係各所と連携し必要に応じて検討していく。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	収集業務管理事業		無	11		廃棄物処理課
			カ	西部清掃工場を更新します。	西部清掃工場の更新基本計画の策定を完了した。また、生活環境影響調査等の開始した。	更新基本計画の策定、生活環境影響調査等の実施後、事業者を決定し、2029年度の稼働を目指す。	新規	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	西部清掃工場更新事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改定版)】(H26~R10) P26	有(政策事業シート)	11	6, 7, 12	廃棄物処理課
87		4 市の率先行動	ア	環境やリサイクルに配慮した商品、再生品など、環境配慮型商品を率先して購入するグリーン購入を推進するとともに、文具の使用量削減を実施します。	毎年度グリーン購入調達実績調査を集計し、その実績値を基に翌年度の浜松市グリーン調達方針を策定している。	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」により、環境に配慮した物品調達が推進されているため、今後も継続する。	継続中				無	12	9, 11	環境政策課	
88			イ	コピー用紙などの使用量削減、封筒の再使用、不要紙のリサイクルの推進を実施します。	【事業内容】雑がみ分別の推進のため、雑がみ分別袋を配布する。【検証・評価】希望する学校等へ雑がみ分別袋を配布した。若者等への啓発のため、文芸大の学生がデザインした雑がみ分別袋を新たに作成し、商業施設等で配布した。	【今後の方針】今後も引き続き雑がみの分別リサイクルについて周知していく。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量・リサイクル推進事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P38、39 (R4~R10)	無	12		ごみ減量推進課
90	2 産業廃棄物対策の推進	1 産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	ア	多量排出事業者に対し、産業廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処理計画」の策定やその具体化を指導し、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する。	多量排出事業者に対し、「産業廃棄物処理計画」を作成させ、その内容について指導を行い、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進した。	引き続き、多量排出事業者に対し「産業廃棄物処理計画」の策定やその具体化について指導し、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業				無	12		産業廃棄物対策課
91		2 産業廃棄物の適正管理・適正処理の推進	ア	排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導し、安全と安心を担保します。	定期的に立ち入り調査を行い産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導した。	引き続き、排出事業者や処理業者に対し産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止について指導し、安全と安心を担保する。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業				無	11		産業廃棄物対策課
92			イ	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう指導します。	立入時等にマニフェストを確認することで処理指導等に活用した。	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう引き続き指導する。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業				無	11		産業廃棄物対策課
93			ウ	排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行います。	定期的な立ち入りを行い、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行った。	排出事業者や処理業者に対する立入検査を継続し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行う。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業			有(政策事業シート)	11		産業廃棄物対策課	
94			エ	不法投棄が多発する地域においては、重点的な監視・指導を行うなど監視活動の強化を行います。	重点監視区域を定めた職員によるパトロールや、監視カメラ等の設置等の監視活動を実施した。	引き続き職員による不法投棄防止パトロールや監視カメラの設置等の監視活動を実施する。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業			有(政策事業シート)	11		産業廃棄物対策課	
95			ア	排出事業者・処理業者・市民・行政などの協働による連携強化	市民に不法投棄の実態や違法性に対する認識を広めるため、広報・啓発活動を実施します。	県下一斉不法投棄防止パトロールや不法投棄防止キャンペーンを行った。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業				無	17		産業廃棄物対策課

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の名称	メイン	その他			
							政策名	予算項目名	事業名						関係計画・ビジョン等 名称
96			産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施します。	産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、出前講座や産業廃棄物処理説明会を実施した。	引き続き産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施する。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業				無	17		産業廃棄物対策課	
97			都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行います。	静岡県・静岡市と定期的に会議を行い、意見交換を行った。	引き続き都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行う。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業				無	17		産業廃棄物対策課	
98		4 排出事業者における処理責任の徹底	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(平成23年浜松市条例第44号)に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図った。	引き続き、排出事業者に対して産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議についての指導を行い、排出事業者の処理責任の徹底を図る。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業				無	11		産業廃棄物対策課	
99		5 産業廃棄物処理施設の設置	産業廃棄物の処理施設は、浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号)を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努めます。	産業廃棄物の処理施設に対して、浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう指導した。	産業廃棄物の処理施設の設置にあたっては、引き続き浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成17年浜松市条例第29号)を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努める。	継続中	産業廃棄物適正処理推進事業				無	11		産業廃棄物対策課	
100	3 バイオマスの活用	1 バイオマスの確保	未利用間伐材の搬出に係る労力・コストを軽減するための支援を検討します。	森林組合等が行う森林整備を支援。 ○年間間伐実施面積(ha) / 3,221ha (R3)	林業・木材産業の成長産業化を目的に間伐、搬出等の助成を継続。	継続中	適切な伐採と流通の活性化	木材需要拡大事業	森林整備・林業振興事業(補助金)	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ・67ページ (~R19)	有(政策事業シート)	8	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	林業振興課	
101			剪定枝、廃食用油、古紙の回収拠点を増設し、市民が持ち寄りやすい環境づくりを進めます。	【事業内容】 区役所等の施設にて資源物回収拠点を設け、資源物の回収を行う。 【検証・評価】 市民に資源物の分別を呼びかけるとともに、行政施設にて回収を行うことで、市民が資源物等を排出しやすい環境づくりができていく。	【今後の方針】 引き続き、資源物の回収拠点での回収を実施し、市民へのリサイクルの呼び掛けを行う。 R4年度の実証事業の状況を見ながら、必要に応じて今後の回収方法・品目を検討していく。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量・リサイクル推進事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P38、39 (R4~R10)	無	12	11	ごみ減量推進課	
102			もえるごみとして出されている生ごみの分別・収集方法について、調査・研究します。	【事業内容】 事業系バイオマス事業の進捗状況について確認を行う。 【検証・評価】 事業系バイオマス事業について、民間事業者が進める準備について状況確認を行った。	【今後の方針】 事業系生ごみのバイオマス事業が安定的に事業運営できた後に家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行う。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量推進運営経費	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】第5章 基本方針及び計画の目標等 P38 (R4~R10)	無	12		ごみ減量推進課	
				他都市の先進事例や民間事業者の事業計画等も参考としたうえで、特に「生ごみ」の分別や処理について調査・研究を関係課と連携して行った。 (民間事業者によるバイオマス事業計画の進捗把握)	事業系生ごみのバイオマス事業が安定的に事業運営できた後に家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行う。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	収集業務管理事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】H26~R10) P38	無	11		廃棄物処理課	
103		2 バイオマスのマテリアル利用	市民及び事業者に対し、バイオマス利用手法・回収事業などを周知し、バイオマス回収率の向上を図ります。	【事業内容】 事業系生ごみを活用したバイオマス事業を推進する。 【検証・評価】 西区のバイオマス事業者は、地域住民との環境保全協定締結後、土地利用幹事会手続きまで終了。令和8年8月には都計審付議を予定しており、引き続き、事業の進捗把握に努めると共に、産業廃棄物対策課と協議を進める。	【今後の方針】 民間事業者の事業計画を注視するとともに、市内関係各課と調整しながら、バイオマス事業者と調整を図る。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量推進運営経費	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】第5章 基本方針及び計画の目標等 P38 (R4~R10)	無	8	7, 9, 12, 13	ごみ減量推進課	
104			家畜ふん尿の堆肥化にかかる労力・コストを軽減し、堆肥の量や質を向上するための支援を行います。	「令和元年度はままつ畜産堆肥マップ」を作成し関係者団体に配布 (検証・評価)堆肥の利用の促進および耕畜連携することで市内の循環型農業の促進につながる。	引き続き、堆肥利用の促進に向けた取り組みを行います。	継続中	生産基盤の安定による農業振興	畜産振興推進費	畜産振興支援事業		無	15		農業振興課	
105		3 バイオマスのエネルギー利用	木質バイオマスを燃料とした発電事業や熱電併給事業を推進します。	・天竜区佐久間において、地元NPOを中心として、森林組合・JA・民間企業・市からなる協議会にて、木質バイオマス資源利活用による地域活性化推進事業(夢プロジェクト)の実現に向けた検討を行っている。令和2年9月に、参加団体間で基本協定を締結、NPOが「浜松市木質バイオマス設備導入支援事業費補助金」を活用し、導入可能性調査を実施。 ・令和3年1月に天竜区佐久間町で「木質バイオマス地域活性化セミナー」、令和3年3月に中区アクトシティで「2050年脱炭素社会に向けたバイオマスセミナー」を開催。 ・浜松市浜北温泉施設「あらたまの湯」木質バイオマスボイラー等の導入可能性調査を実施。	継続。平成29年度の資源量調査結果に基づき、まずは小規模分散型のバイオマス利用設備の導入を図るため、広報・啓発や相談、補助金事業を活用し、検討に係る支援を行う。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ・省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン (~2050年度・R32) ・浜松市バイオマス産業都市構想 (~2030年度・R12) ・浜松市SDGs未来都市計画 (~2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	環境政策課 林業振興課

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課			
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート		管理指標の有無	メイン	その他						
								政策名	予算項目名				事業名			関係計画・ビジョン等 名称		
106				事業系生ごみを燃料とした、民間事業者によるバイオマス発電を推進します。	・市内の民間事業者が生ごみを活用したバイオマス発電プロジェクトを推進中。 ・令和4年10月に、地域住民と「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく環境保全協定が締結された。また、静岡県企業局と事業者との間で、事業用地の取得のため、土地売買契約が締結された。 ・地元との協定締結をもって、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、令和4年11月に「土地利用事業計画書」が提出された。令和4年12月に「土地利用幹事会」を実施し、令和5年1月に、市から「土地利用事業計画書」に対する指導要項事項を通知し、事業者から「措置報告書」が提出された。	・継続。 ・令和5年度は、建築基準法に基づく都市計画審議会や、都市計画法に基づく開発審査会を進める予定。 ・現在のところ、令和6年度～令和8年度の3か年で工事をを行い、令和9年の施設稼働を目指している。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市バイオマス産業都市構想(～2030年度・R12) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	産業廃棄物対策課 ごみ減量推進課		
107				下水汚泥は大きなエネルギーとして利用価値を有していることから、新技術や社会動向を踏まえ、利用方法を調査・研究します。	・浜松市バイオマス産業都市構想の中では、下水汚泥発電プロジェクトを位置付けており、下水汚泥のバイオマス利用を進めることとしている。 ・構想策定当時の計画は、事業採算性の面で中止。 ・その後、浜松市公共下水道終末処理場(遠慮処理区)運営事業の運営権者(浜松ウォーター・シフト)が、浜松市西遠浄化センターでの下水汚泥メタン発酵施設導入に向けて検討していたが、採算性がないと判断したため断念するとの報告あり。 ・以上から、令和3年4月、国にバイオマス産業都市構想の変更を申請し、「下水汚泥発電プロジェクト」を廃止したが、引き続き下水汚泥の有効利用を検討している。	継続。引き続き下水汚泥の有効利用を検討していく。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～R32) ・浜松市バイオマス産業都市構想(～R12) ・浜松市SDGs未来都市計画(～R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	上下水道総務課 下水道工事課 下水道施設課		
109		4	本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進	木質バイオマスや生ごみなどによるバイオマス発電など、バイオマスエネルギーの利活用を推進します。	家畜ふん尿を原料とするバイオマス発電が導入された。木質、生ごみ等によるバイオマス発電についても導入に向けた支援を行っている。	継続。引き続き、実装に向けて支援を行っていく。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～R32) ・浜松市バイオマス産業都市構想(～R12) ・浜松市SDGs未来都市計画(～R6)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部			
110				金・銀・白金など有用な金属の資源を有する小型家電の回収を推進します。	【事業内容】市の施設にて家庭から出た使用済小型電子機器類の回収を行う。 【検証・評価】令和4年度は69.0t回収した。	【今後の方針】市況の変動が大きいため、市況を注視し安定したリサイクルに努める。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量推進費	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P38、39(R4～R10)	無	12			ごみ減量推進課		
111				基幹産業と環境・エネルギー産業の融合による、新たな事業の柱の創出や海外も見据えた販路開拓を支援します。	スマートシティ推進協議会において、官民連携によりスマートコミュニティ形成を目指している。	継続。引き続きプロジェクト創出を行う。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部			
112		5	海洋プラスチックごみ対策	使い捨てプラスチック製品の利用抑制やプラスチックごみの適正処理、ポイ捨て防止を啓発し、プラスチックごみの発生抑制に取り組めます。	環境劇(海のこえがきこえる)上演 令和2年度:市内8小学校 児童1,511人が鑑賞 令和3年度:市内8小学校 児童1,010人が鑑賞 令和4年度:市内8小学校 児童2,086人が鑑賞 移動環境教室(海が大変だ)講義開催 令和3年度:13回 令和4年度:9回 本庁舎にウォーターサーバーを7台設置、自動販売機でペットボトルの取扱いを削減	プラスチックの適正な利用と処理を市民へ周知啓発するため、イベントやパネル展示等で情報発信する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業		無	14	17	環境政策課	ごみ減量推進課		
113				市民・市民団体・事業者等と協働して海岸等の清掃活動を推進するとともに、海洋プラスチックごみ問題の周知・啓発に努めます。	市民団体・事業者等と連携し、海岸等清掃(ウェルカムクリーン作戦、浜名湖クリーン作戦)を実施した。ボランティアによる海岸等清掃活動の支援として、68件の申請に対し、ごみ袋1,266枚、軍手1,054双を提供した。 環境劇(海のこえがきこえる)上演 令和2年度:市内8小学校 児童1,511人が鑑賞 令和3年度:市内8小学校 児童1,010人が鑑賞 令和4年度:市内8小学校 児童2,086人が鑑賞 移動環境教室(海が大変だ)講義開催 令和3年度:13回 令和4年度:9回 事業者と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結	市民・市民団体・事業者等の参加により、遠州灘海岸、浜名湖岸等の環境美化活動を行う。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業		無	14	17	環境政策課			
114	3	1	気候変動に適應しエネルギーを効率的に利用する都市	再生可能エネルギーなどの導入	地域特性を活かした再生可能エネルギーなどの導入	全国トップクラスの日照時間を活かし、住宅、事業所、工場などへの太陽光発電の導入や大規模太陽光発電所の誘致を推進します。	民間事業者による太陽光発電所の建設について、「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」及び「浜松市太陽光発電施設に関するガイドライン」に基づき、適正な導入を推進する。10kW以上の導入件数と全出力の設備導入量で日本一を継続(令和4年12月末時点) 10kW超(事業用)導入件数:浜松市9,952件 全ての出力の導入容量:浜松市594,740kW	継続。今後は、自家消費型の太陽光発電について導入を促進し、建物設置も含めて引き続き導入を促進する。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課			
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート等			管理指標の有無	メイン	その他					
							政策名	予算項目名	事業名						関係計画・ビジョン等		
115	2 地球温暖化対策の計画的な推進	2 市の率先行動	「バイオマス産業都市構想」に基づき、未利用木材や生ごみなどを活用したバイオマス発電事業を推進します。	バイオマス産業都市構想(令和3年4月変更)に位置付けられた3つのプロジェクト(木質発電、木質熱電併給、生ごみ発電)について、それぞれ検討が進められているが、事業化には至っていない。	継続。引き続き事業化に向けた支援を行う。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市バイオマス産業都市構想(～2030年度・R12) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	環境政策課 林業振興課 産業廃棄物対策課 ごみ減量推進課 上下水道総務課 下水道工事		
116			河川や農業用水、山間地域や遠州海岸に吹く風など、豊かな自然環境を活かした小規模水力発電や風力発電などの導入を推進します。	風力発電ゾーニングモデル事業により、風力発電の適正導入を目的に、建設を進めるうえでの課題を抽出、エリアの明確化を行った結果を公表した。浜松市風力発電施設に関するガイドラインを改訂した。	継続。適正配置に向けた支援を行う。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部			
117			ガスコージェネレーションなど、再生可能エネルギーを工補完する災害に強くエネルギー効率が高い安定的な分散型電源の導入を推進します。	・スマートシティ推進協議会の中区プロジェクトの中で、シックコアエリアへのガスコージェネレーション導入が検討されている。 ・中区プロジェクト参加企業が、市が平成30年度に実施した導入可能性調査の内容を精査し、事業化の検討を行っている。	中区プロジェクトについては、詳細調査、事業スキーム及び体制構築、需要家との調整等を経て、事業化を目指していたが、エネルギーセンターの立地場所の確保が困難等の理由により断念。現在、市内その他地域における可能性について引き続き検討している。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部			
118			地域の再生可能エネルギーを活用した新たな電力需給システムを構築し、エネルギーの地産地消を推進します。	市が出資する浜松新電力にて地産地消を推進。市内の小中学校、幼稚園、保育園等に浜松新電力が電力を供給。2019年8月からは、一般家庭等の低圧向けにも電力供給を開始。	継続。PPA事業をはじめとしたさらなる地産再エネ電源を確保し、エネルギーの地産地消を目指す。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部			
119			太陽光発電など、市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。	グリッド8事業により、市内の公共施設8カ所に太陽光発電と蓄電池等を導入。以降、設置可能な施設について導入を進めている。 太陽光発電設備 設置施設数(市内公共施設) 123施設(R5.3月末時点)	継続。国の方針等を踏まえ、太陽光発電設備の設置可能な公共施設について、2030年までに50%、2040年までに100%を目指し、順次導入を進めていく。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部			
120			災害対応照明など、再生可能エネルギーを防災機能にも活用します。	大規模災害発生時の停電を想定し、避難行動の補助となる「災害対応型照明」を公共津波避難施設10施設の周辺、31カ所に設置した。	既存街路照明との視認性を比較するなど、効果についての調査を継続する。	継続中					無	7			危機管理課		
121			ごみ焼却施設の熱エネルギーを有効活用します。	焼却で発生した蒸気を利用し発電した電気を売電、自施設利用した。	引き続き、ごみ焼却施設の熱エネルギーの有効活用に取り組む。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	西部清掃工場運営事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改定版)】(H26～R10) P26	無	7	12	廃棄物処理課			
122			地球温暖化対策の計画的な推進	地球温暖化対策推進のための計画の策定	国・県が策定する新しい地球温暖化対策実行計画などと整合性を図りながら、本市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。	国は、2021年4月に2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。 市実行計画についても、国の整合性を図るため、令和5年度中の市実行計画改定に向けて、令和4年度に市域の温室効果ガス排出量等の基礎情報の収集を実施した。	今後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正や「地球温暖化対策計画」の改定の内容を踏まえて、市実行計画を改定する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進費	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	有	13	7、9、11、12	カーボンニュートラル推進事業本部	
123					市の事務事業に關し、温室効果ガスの排出量の削減のため、「浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定します。	平成30年度に、計画改定支援業務として、市有施設における温室効果ガス排出量削減の基礎調査を行った。第4期計画の計画期間が令和2年度末に満了することから、区域施策編の見直し内容に則して改定を行った。(令和3年4月策定)	区域施策編と併せて改定を検討する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進費	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3～)	有	13	7、12	カーボンニュートラル推進事業本部	
124			省エネルギーの推進	省エネルギーに配慮した都市整備と建物の省エネルギー化の推進	拠点ネットワーク型都市構想の構築を図り、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型の都市を推進します。	浜松市都市計画マスタープランにより推進。	令和2年度に改訂した浜松市都市計画マスタープランに基づき、継続して推進する。	継続中	集約都市づくりの推進	都市計画総務費	都市計画策定事業	浜松市都市計画マスタープラン(R2～R27)	有(政策事業シート)	11		都市計画課	
125					住宅やビル、工場等へのエネルギーマネジメントシステムの導入や、スマートコミュニティの実証などを進め、エネルギーを最適利用する社会を実現します。	・浜松版スマートタウンガイドラインに基づき、JT工場跡地でのスマートタウンを誘導した。 ・スマートシティ推進協議会において、官民連携によりスマートコミュニティ形成を目指している。 ・「浜北区役所跡地等スマート化事業」として、当該用地へのスマート化を含めた開発整備事業を誘導するため、公募のうえ事業者を選定。副エネ・蓄エネ設備が導入され防災拠点となる商業施設が営業開始し、ZEH水準の集合住宅が建設された。	継続。引き続き、市内におけるスマートコミュニティの構築を目指していく。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進費	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	土地政策課 浜北区・区振興課
126					家庭、業務、製造業などに高効率機器の導入や省エネ改修、新築建物のゼロエネルギー化を推進し、建物の省エネルギー化を推進します。	浜松市スマートハウス補助金やスマートマンション補助金、事業者向け補助金により、戸建住宅や集合住宅のスマート化に対して補助を行っている。	継続。引き続き、戸建住宅・集合住宅・事業所等のスマート化促進を図る。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課		
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート等			管理指標の有無	メイン	その他				
							政策名	予算項目名	事業名						関係計画・ビジョン等 名称	
127			静岡県・市地球温暖化防止活動推進センターとの連携により一般住宅を対象とした「家(うち)エコ診断」の普及を推進します。	うちエコ診断受診者数 平成28年度:2人 平成29年度:14人 平成30年度:9人 令和元年度:2人 ※市センターによる、うちエコ診断の実施は令和元年度末で終了	従来の対面式診断に加えて、令和3年4月から、うちエコ診断WEBサービスが開始されているため、環境省作成のパンフレットをイベントなどで配布することにより、引き続き、「家(うち)エコ診断」の普及を推進する。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ・省エネ推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部		
128		2 交通部門における省エネルギーの推進	市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。	市内では、13地域で市が委託する地域バスを運行しているほか、1地域で市が委託する自主運行バスを運行している。 地域バスは地域住民の参加する地域交通検討会で運行方法を協議しており、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指すための活動を行っている。	継続して自主運行バス・地域バスを運行し、地域住民の生活交通の確保に努める。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	公共交通推進事業	浜松市総合交通計画第4章 P120, 121	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課		
129			公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院等と連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。	交通事業者がパーク&ライド、サイクル&ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク&ライド、サイクル&ライドの設置推進に努める。また、駐車場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	公共交通推進事業	浜松市総合交通計画第4章 P118~121	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課		
130			歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。	自転車通行空間整備の実施により、自転車利用を促進し、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	継続中				浜松市自転車活用推進計画	無	11		道路企画課		
131			渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。	渋滞の抑制により、温室効果ガス排出量削減と低炭素都市の実現に寄与した。	主要渋滞箇所の交差点改良を推進し、渋滞の抑制を図る。	継続中						無	11		道路企画課	
132			事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。	次世代自動車センターへの支援	地元中小企業のEVを含む次世代自動車への対応を支援する「次世代自動車センター」を支援する。	継続中	新産業の創出と既存産業の高度化による活力ある地域経済の実現	産業振興費	産業イノベーション推進事業		有(政策事業シート)	8		産業振興課		
133			市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。	電気自動車用急速充電器(6台)の維持管理 利用実績(6台合計) 平成27年度:1,888回 平成28年度:3,423回 平成29年度:5,517回 平成30年度:6,327回 令和元年度:7,578回 令和2年度:8,034回 令和3年度:8,217回 令和4年度:6,714回 次世代自動車試乗会の開催(H29) 道の駅3か所 計6日間 試乗者:計155人 次世代自動車トークショーの開催(H29) 参加者:40人 燃料電池自動車(FCV)の導入 令和元年10月1日 可搬型外部給電器(V2L)の導入 令和2年7月20日 FCVを用いたイベント等での普及啓発活動 令和元年度:8回 令和2年度:4回 令和3年度:6回 令和4年度:5回	電気自動車用急速充電器の維持管理については当面継続する。 次世代自動車の普及啓発は、イベント等でのFCV及びV2Lの活用や、クールチャイイス普及啓発の中で継続的に実施していく。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ・省エネ推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7, 9, 12	カーボンニュートラル推進事業本部		
134			「ふんわりアクセル(eスタート)」、加減速の少ない運転、アイドリングストップなどのエコドライブによるエネルギー効率の良い、無駄のない運転を奨励します。	エコドライブ認定事業所や希望者に対してエコドライブステッカーを配布 クールチャイイス普及啓発時にエコドライブの取組みを推奨	引き続き、エコドライブの普及啓発を行います。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ・省エネ推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7	カーボンニュートラル推進事業本部		
135			エコドライブ講習会の開催などにより、市民や事業者に対してエコドライブの周知・啓発を図ります。	事業者向けエコドライブ講習会の開催 平成28年度:61事業所 61人 平成29年度:25事業所 27人 平成30年度:20事業所 20人 エコドライブ認定事業所 平成28年度 実践事業所:41 平成29年度 優良事業所:24 実践事業所:18 平成30年度 優良事業所:35 実践事業所:5 令和元年度 優良事業所:35 令和2年度 模範事業所:20 優良事業所:15 令和3年度 模範事業所:8 優良事業所:3 令和4年度 模範事業所:4	優良事業所として3回認定された後、継続して1年間取り組んだ事業所は模範事業所として認定している。 令和元年度より、事業所の新規認定を行わないことから講習会は開催しない。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7	カーボンニュートラル推進事業本部		
136		3 市民・事業者への意識啓発	市民・事業者に向けて省エネ製品や技術、手法の啓発活動を行い、省エネルギーに配慮したライフスタイル、ビジネススタイルの定着を目指します。	次世代住宅講座、省エネ住宅普及啓発イベントの開催や各種イベント(消費生活展等)への出展を通して、市民等へ省エネの普及啓発を図った。	引き続き、省エネルギーに配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発活動を行う。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部		
137			エネルギー使用量の低減に率先的に取り組む事業者を再エネ・省エネ認定事業者として認定することで、事業者の再エネ・省エネの取り組みを推進します。	令和4年度末時点で、4つの認定制度の合計で26事業者を認定している。	継続。啓発により認定事業者を増やし省エネ等の取組みを推進する。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ・省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(~2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(~2023年度・R5)	有	7	13	カーボンニュートラル推進事業本部		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)			各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標					関係するSDGs		担当課	関連課
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針	進捗・評価	政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他			
							政策名	予算項目名	事業名				名称		
138			浜松市地球温暖化防止活動推進センターと「浜松市省エネネットワーク」を中心に、事業者・市民が持つ情報や取り組みを結びつけ、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進についての連携事業・普及啓発・情報提供などの拡大を図ります。	省エネネットワーク会員数 平成27年度:369人・事業者 平成28年度:442人・事業者 平成29年度:464人・事業者 平成30年度:505人・事業者 令和元年度:517人・事業者 令和2年度:483人・事業所 令和3年度:430人・事業所 令和4年度:477人・事業所 省エネネットワーク会員への情報発信数 平成27年度:23回 平成28年度:18回 平成29年度:21回 平成30年度:26回 令和元年度:18回 令和2年度:22回 令和3年度:17回 令和4年度:15回	引き続き、地球温暖化対策や省エネルギーの推進についての連携事業・普及啓発・情報提供を行う。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
139			浜松市地球温暖化防止活動推進員と協働して、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進を図ります。	各種イベント(ハウジングセンター等)へ出展し、温暖化対策や省エネルギーの推進を図った。 平成29年度:7回 平成30年度:4回 令和元年度:2回 令和2年度:2回 令和3年度:2回 令和4年度:4回	引き続き、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進のための普及啓発を行う。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
140		4 市の率先行動	ア 市有施設の省エネルギー化を効率的に推進することで、消費エネルギーの継続的な低減を図ります。	LED照明の導入を継続的に実施した。	引き続き、省エネルギー化の推進に向け照明のLED化を計画的に行う。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再生可能エネルギー推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3~)	無	13	7, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
141			イ 市有施設において、空調や照明などを適正に管理するエネルギー管理標準(省エネマニュアル)を作成します。	R4実績なし	令和5年度に温暖化対策マネジメントシステムの改定を行う。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	カーボンニュートラル推進費	再生可能エネルギー推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3~)	無	13	7, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
142			ウ 次世代自動車を公用車へ率先して導入します。	令和元年度末現在 全公用車:1,320台 うち燃料電池自動車:2台 電気自動車:8台 ハイブリッド自動車:97台 プラグインハイブリッド自動車:4台	引き続き、次世代自動車の公用車利用を推進する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	カーボンニュートラル推進費	再生可能エネルギー推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(R3~)	無	13	7, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
143		4 環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約	ア 拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けて、公共交通機関と連携して立地適正化計画に基づき居住・都市機能誘導を推進します。	平成30年度策定の立地適正化計画により、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を設定。	都市機能や居住を鉄道駅周辺や利便性の高い公共交通路線沿線などへ誘導を図ります。また、居住誘導を図る公共交通路線は、定時性や速達性の向上や居住誘導による利用者の確保により、基幹路線としての運行本数の確保を図る。	継続中	集約都市づくりの推進	都市計画総務費	都市計画策定事業	浜松市立地適正化計画(H30~R27)	有(政策事業シート・計画)	11		都市計画課	交通政策課
144			イ 拠点ネットワーク型都市構造に照らした公共・公益施設の更新や再配置について、関係機関と協議しながら検討します。	大規模工場等跡地を宅地開発する事業者3者に対し、浜松版スマートタウンの誘導を行い、うち1者が認証を受けた。	土地利用事業の事前協議において浜松版スマートタウンガイドラインの説明及び誘導をしていく。	継続中	開発と保全が調和する土地利用の推進	土地政策費	土地利用適正化事業	浜松市エネルギービジョン(~R32)	有(政策事業シート・計画)	11	7	土地政策課	カーボンニュートラル推進事業本部
145			ウ 鉄道駅周辺や公共交通機関がある基幹道路周辺などに居住・都市機能の誘導を推進します。	平成30年度策定の立地適正化計画により、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を設定。	庁内推進体制により、立地適正化計画を推進。	継続中	集約都市づくりの推進	都市計画総務費	都市計画策定事業	浜松市立地適正化計画(H30~R27)	有(政策事業シート・計画)	11		都市計画課	アセットマネジメント推進課
146			エ 拠点への居住誘導を推進するため、医療や福祉施設の充実、子育て支援施設の設置などの居住環境の整備を検討します。	平成30年度策定の立地適正化計画により、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設を設定。	庁内推進体制により、立地適正化計画を推進。	継続中	集約都市づくりの推進	都市計画総務費	都市計画策定事業	浜松市立地適正化計画(H30~R27)	有(政策事業シート・計画)	11		都市計画課	庁内関係課
147		5 徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成	ア 自転車通行空間やサイクル&バスライド駐輪場などの整備により、自転車利活用と公共交通利用への転換を図ることで、過度な自家用車への依存から脱却をします。	交通事業者がパーク&ライド、サイクル&ライドの設置を推進できるように、浜松市公共交通活性化・利用促進事業費補助制度を整備した。	継続して補助制度を整備し、パーク&ライド、サイクル&ライドの設置推進に努める。また、駐輪場や駐輪場の一部を駐車及び駐輪スペースとして提供いただける企業等を広く募集していく。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	公共交通推進事業	浜松市総合交通計画 第4章 P118~121	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課	
148			イ 主要な駅において、駅前広場の整備など乗換利便性の向上を図り、交通結節機能強化をします。	高塚駅、天竜川駅の南北自由通路、橋上駅舎及び上島駅の駅前広場、ロータリーを供用開始した。	引き続き、交通結節機能強化を進める。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	交通計画推進事業	浜松市総合交通計画 第4章 P116~119	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課	道路企画課 市街地整備課
149			ウ 都心において、歩行者や自転車に優しい空間を創出します。	中心市街地の自転車の車道走行を促し、歩行者との通行区分による安全で快適な通行環境を創出。	自転車活用推進計画に基づいた自転車通行空間整備を推進し、自転車利用を促進する。	継続中				浜松市自転車活用推進計画	無	11		道路企画課	
150			エ 子供から高齢者、障がい者が安全で自由に移動することができるように、交通基盤施設のユニバーサルデザイン化を推進します。	浜松駅南地下駐車場にエレベータを設置、浜松駅南口駅前広場の歩道を改良、浜松郵便局前中央地下道のバリアフリー化を完了した。	引き続き、交通基盤施設のUD化を推進する。	継続中	はままつ流の多様な暮らしに対応した安全・安心・快適な交通を目指して	交通政策推進費	交通計画推進事業	浜松市総合交通計画 第4章 P128~P135	有(政策事業シート・計画)	11		交通政策課	市街地整備課

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課		
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート		関係計画・ビジョン等	管理指標の有無	メイン	その他				
								政策名	予算項目名							事業名	名称
151	6 CO2吸収源の確保	1 FSC森林認証の拡大と事業者のCSR活動	ア	地元産のFSC材に対する付加価値を創出する制度を検討します。	「浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針」に基づきFSCプロジェクト認証を取得。令和4年度は、可美小学校の取得事業を推進。	FSC認証材を活用した場合は、積極的にFSCプロジェクト認証を取得。令和4年度は、西部中学校の取得を予定。	継続中	森林管理を通じた環境対応会社への貢献	森林管理	森林認証推進事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ・60ページ(～R19)	有(政策事業シート)	8	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	林業振興課		
152				森林NPO、林業関係者等の協力のもと、企業のCSR活動としての森づくり事業の範囲拡大を推進していきます。	市内外の企業や学校等を対象とした森林環境講座等の受入団体「天竜こころの森ネットワーク」の運営を支援。	「天竜こころの森ネットワーク」の運営を通じ、森林環境教育等を実施。	継続中	適切な伐採と流通の活性化	木材需要拡大事業	森林環境教育推進事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ・67ページ(～R19)	有(政策事業シート)	8	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	林業振興課		
153		2 地域材を使用した木材受託の普及	ア	「天竜材の家百年住居る事業」を実施することで、地域材(FSC認証材)を使用した木造住宅の普及拡大を目指す。	天竜材を一定量以上使用して建築した住宅の建築主に対して助成。 ○地域材利用建築件数(棟) / 154棟(うちFSC:110棟)(R4)	天竜材の流通促進や認知度向上を目的に、同事業を継続。	継続中	適切な伐採と流通の活性化	木材需要拡大事業	天竜材の家百年住居る助成事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-3ビジョン実現のための第一歩 61ページ・67ページ(～R19)	有(政策事業シート)	8	4, 6, 9, 11, 12, 13, 15	林業振興課		
154				3 緑地の保全	ア	市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面緑地、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。 ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有り。来年度調査時は当該項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①自然公園等管理事業 ②地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ③みどりの輪強化事業(緑の軸強化プラン策定) ④緑地保全愛護会育成支援事業(愛護会の設立)	①緑地保全事業の一環として継続。 ②緑地保全事業の一環である地域制緑地指定推進事業の一環として継続。指定を進める。 ③施策案はあったが、事業としては令和3年度中、未着手であり、今後の取組予定もない。検討内容にあつた地域制緑地の指定は、別の事業にてフォローする。 ④愛護会の設立にこだわらない。緑地保全愛護会に取り組む活動団体の育成は、別の事業でフォローする。	一部継続	④緑地推進・緑地保全	④緑地推進費	④緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 浜松市緑の基本計画 P64～70(～R2)	有(政策事業シート) ④のみ 有(浜松市緑の基本計画)	13		緑政課
				自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行っている。	引き続き、自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行う。	継続中	緑地推進・緑地保全	緑地推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 (R3～R12)	有(浜松市緑の基本計画)	13		緑政課			
155	7 気候変動に対する適応	ア	気候変動による環境変化に対する、適応策を検討します。	「気候変動の地元学」 平成29年度研修会の開催 7/5, 9/11 「気候変動適応策」 平成30年度研修会の開催 2/22 令和元年度研修会の開催 1/16 令和2年度研修会の開催 12/23 市実行計画(区域施策編)の取組しを行い、同計画に適応策の内容を盛り込み、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置付けた。(令和3年4月策定)	国や県の適応策および適応センターの状況を注視しながら検討を進めていく	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	カーボンニュートラル推進事業	カーボンニュートラル推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	無	13		カーボンニュートラル推進事業本部			
156				8 エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化	住宅や工場、事業所など、個々の建物におけるエネルギーの最適利用(スマート化)、一次エネルギー使用量ゼロ(ゼロ・エネルギー化)を推進します。	浜松市スマートハウス補助金やスマートマンション補助金、事業者向けの補助金により、戸建住宅や集合住宅のスマート化に対して補助を行っている。	継続。引き続き、戸建住宅・集合住宅・事業所等のスマート化促進を図る。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	再エネ省エネ推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	13	7	カーボンニュートラル推進事業本部	
157				スマート化、ゼロ・エネルギー化された個々の建物のネットワーク化によるスマートコミュニティを構築します。	・浜松版スマートタウンガイドラインに基づき、JT工場跡地でのスマートタウンを誘導した。 ・スマートシティ推進協議会において、官民連携によりスマートコミュニティ形成を目指している。 ・「浜北区役所跡地等スマート化事業」として、当該用地へのスマート化を含めた開発整備事業を誘導するため、公募のうえ事業者を選定。創エネ・蓄エネ設備が導入され防災拠点となる商業施設が営業開始し、ZEH水準の集合住宅が建設された。	継続。引き続き、市内におけるスマートコミュニティの構築を目指していく。	継続中	再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	13	7	カーボンニュートラル推進事業本部	土地政策課 浜北区・区振興課	
158	9 環境・エネルギー産業の創造	ア	環境・エネルギー産業を創造するため、浜松地域の基盤技術(輸送用機器関連、光・電子技術等)や地域の大学の技術シーズなどを活用し、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する新技術開発や新事業展開を進めます。	スマートシティ推進協議会において、参加企業からの提案募集等を通して、市内事業所等への再生可能エネルギーや省エネルギー導入を図っている。	継続。引き続き再生可能エネルギーや省エネルギーの導入を進める。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	9	7, 13	カーボンニュートラル推進事業本部			
			はままつ産業イノベーション構想に基づき、成長分野に位置づけている環境・エネルギー分野における新技術・新製品の研究開発を支援する。	環境・エネルギー分野における新技術・新製品の研究開発を支援する。	継続。引き続き再生可能エネルギーや省エネルギーの導入を進める。	継続中	新産業の創出と既存産業の高度化による活力ある地域経済の実現	産業振興費	産業イノベーション推進事業	第2期はままつ産業イノベーション構想(令和3年10月改訂)第3章3	有(政策事業シート)	9	7, 13	産業振興課			
159			電力の小売自由化を始めとする電力システム改革をビジネスチャンスに捉えた。新たなエネルギー関連ビジネスの創出を推進します。	市が出資する浜松新電力が公共施設、市内の事業者(高圧)に電力を供給。2019年8月より、一般家庭等の低圧向けに電力供給を開始予定。	継続。卸電力市場価格の高騰により、経営が不安定な状態であったが、令和4年度決算は当期純利益を計上。引き続き電力の地産地消の推進を図る。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	・浜松市エネルギービジョン(～2050年度・R32) ・浜松市SDGs未来都市計画(～2023年度・R5)	有	9	7, 13	カーボンニュートラル推進事業本部			

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の名称	メイン	その他			
							政策名	予算項目名	事業名						
160	4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	1 生物多様性の保全	1 貴重な動植物の保護	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)や文化財保護法(昭和25年法律第214号)に指定されている種・天然記念物、環境省や静岡県レッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。	地域の代表的な生態系や自然環境、主な環境特性を指標する種を「指標種」としてモニタリングを実施した。 平成27年度:アマモ場、アライグマ、カモ類、シギ・チドリ類、キツツキ類、トンボ類 平成28年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウ 平成29年度:サンコウチョウ、キツツキ類、トンボ類 平成30年度:ヒヌマイトトンボ、ウラギク、ヨシキリ類、ミクリ類 令和元年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、ムラサキミミカキグサ、キキョウ、タンポポ類 令和2年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、アマモ場、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、カモ類、シギ・チドリ類 令和3年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、ゲンジボタル、キツツキ類、トンボ類 令和4年度:ヤリタナゴ、マツカサガイ、ホトケドジョウ、キツツキ類、トンボ類	市内の野生動植物種がどのように推移しているか把握するため動植物のモニタリングを実施する。	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	生物多様性保全事業	生物多様性はままつ戦略2018(H30-R5)	有(政策事業シート)	15		環境政策課	
				浜松市ギフチョウの保護に関する条例(平成17年浜松市条例第140号)に基づき、市民とともに保護監視活動や不正な採取などの防止を行います。	浜松市ギフチョウの保護に関する条例に基づき、保護監視活動を行い、不正な採取などを防止した。 平成27年度～令和4年度(保護地域内の採取等違反者0人)	引き続き、浜松市ギフチョウの保護に関する条例に基づき、保護監視活動を行い、不正な採取などを防止する。	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	生物多様性保全事業	生物多様性はままつ戦略2018(H30-R5)	無	15		環境政策課	
				静岡県希少野生動植物保護条例(平成22年静岡県条例第37号)に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。	ヤリタナゴ(静岡県指定希少野生動植物)の保全事業を実施した。 平成28年度:モニタリング調査 平成29年度:ピオトープ整備 令和元年:ピオトープへの放流 令和2年:ピオトープ案内看板の設置 令和3年:ピオトープへの放流 令和4年:ピオトープへの放流	市民、地域団体、事業者と協働し、ヤリタナゴ(静岡県指定希少野生動植物)の保全事業を実施する。	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	生物多様性保全事業	生物多様性はままつ戦略2018(H30-R5)	有(政策事業シート)	15		環境政策課	
161	2 動植物の適正な管理・防除	2 動植物の適正な管理・防除	農林水産業への鳥獣被害の防止を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。	県や猟友会等と連携し、野生鳥獣の適正な管理を実施した。	引き続き、県や猟友会等と連携した事業実施を図る。	森林管理を通じた環境対応社会への貢献	森林保護事業	カモンカ被害対策事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ・67ページ(～R19)	無	15	4、11、12	林業振興課		
			特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)で指定されている特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。	特定外来法に基づく防除実施計画を策定し、防除を行った。 アライグマ防除実施計画(平成27年5月策定・令和3年4月策定) 捕獲数(平成27年度:2頭、平成28年度:2頭、平成29年度:13頭、平成30年度:8頭、令和元年度:10頭、令和2年度:15頭、令和3年度:6頭、令和4年度:8頭) クリハラリス防除実施計画(平成29年10月策定・令和3年4月策定)、クリハラリス捕獲プラン(令和元年10月策定) 捕獲数(平成29年度:4頭、平成30年度:210頭、令和元年度:843頭、令和2年度:2,767頭、令和3年度:1,950頭、令和4年度:970頭) ヌートリア防除実施計画(令和3年4月策定) 捕獲数(令和3年度:115頭、令和4年度162頭)	特定外来生物の生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進める。 クリハラリスについては、捕獲プランによる防除を行い、10年以内の根絶を目指す。	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	生物多様性保全事業	生物多様性はままつ戦略2018(H30-R5)	有(政策事業シート)	15	17	環境政策課		
			環境省が指定する要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努めます。	環境学習会において、環境学習プログラム「わたしの町にもいる!外来生物」や、展示物・パネル説明を実施し、要注意外来生物の周知・啓発に努めた。 プログラム、展示物・パネル説明参加者 平成27年度:338人 平成28年度:219人 平成29年度:417人 平成30年度:893人 令和元年度:1,487人 令和2年度:539人 令和3年度:379人 令和4年度:212人	引き続き、要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努める。	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	生物多様性保全事業	生物多様性はままつ戦略2018(H30-R5)	無	15		環境政策課		
166	3 開発事業の実施に伴う環境配慮	3 開発事業の実施に伴う環境配慮	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者に対して、適切な環境保全措置を行うことを求める環境影響評価条例を制定します。	平成28年3月に浜松市環境影響評価条例を制定、同年10月に施行し、令和5年4月の時点で条例に基づき件、法に基づき4件の手続が実施されている。	引き続き、環境影響評価を通じて環境と調和のとれた開発の事業者を求める。	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境影響評価事業	無	15	3、6、14	環境政策課			
			一定規模以上の開発事業に対して、生活環境、生物多様性、快適環境、地球環境への適切な配慮を求める環境配慮指針を適切に運用します。	浜松市は大規模な開発に際し「土地利用審査」を行っており、事前に各課と調整することとなっている。環境政策においては、環境配慮指針に基づいた指導を平成28年度から行っている。	引き続き、大規模な開発を行う事業者に対し、環境配慮指針に基づいた指導を行う。	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境影響評価事業	無	15	3、6、7、11、13、14	環境政策課			

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課		
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他				
							政策名	予算項目名	事業名						関係計画・ビジョン等 名称	
168	4 生物多様性の普及啓発	ア	市内の自然環境や動植物の生息状況など、市が保有している環境情報について、適切な情報管理のもと、自然観察や環境教育などへの活用を推進します。	動植物モニタリング調査において市民協働調査を実施した。 平成27年度:カモ類(伊目小5年生23人) 平成29年度:キツツキ類(市民21人)、トンボ類(市民9人) 令和元年度:タンボポ類(花川小1・2年生14人) 令和2年度:アマモ場(市民44人)、カモ類(伊目小5・6年生27人) 令和3年度:ゲンジボタル(市民20人)、キツツキ類・トンボ類(市民19人) 令和4年度:キツツキ類・トンボ類(市民46人)	引き続き、市が保有している環境情報について、自然観察や環境教育などへの活用を推進する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	生物多様性保全事業	生物多様性はままつ戦略2018(H30-R5)	無	15		環境政策課		
169			イ	市民が生物多様性の大切さを理解し、自発的な行動により地域の生物多様性を支える存在になることを目指し、出前講座や啓発イベントなどを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努めます。	本庁舎で生物多様性に関するパネル展示、イベントで市民参加型調査を行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上を図った。	出前講座、各種イベントへの出展などを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努める。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	生物多様性保全事業	生物多様性はままつ戦略2018(H30-R5)	無	15		環境政策課	
170			ウ	市民に身近で地域の生態系を代表する種を対象に、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。	動植物モニタリング調査における市民協働調査 平成27年度:カモ類 平成29年度:キツツキ類、トンボ類 令和元年度:タンボポ類 令和2年度:アマモ場、カモ類 令和3年度:ゲンジボタル、キツツキ類、トンボ類 令和4年度:キツツキ類、トンボ類 身近な生きもの(ツバメ類、カエル類、赤とんぼ類)を対象とした市民参加型調査 平成30年度:27件 令和元年度:30件 令和2年度:188件 令和3年度:120件 令和4年度:300件	引き続き、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深める。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	生物多様性保全事業	生物多様性はままつ戦略2018(H30-R5)	無	15	17	環境政策課	
171	2 森林・農地・緑地の保全	1 森林の保全	ア	FSC森林認証制度を活用した市産材のブランド化のさらなる推進や新たな需要の開拓、森林施業の合理化による低コスト林業の推進や若年者の新規参入促進などの林業の振興により、適切な森林の整備・保全を行います。	FSC森林認証制度に基づく持続可能な森林経営を実施した。 OFSC森林認証面積(ha)/49,538ha(R4)	持続可能な森林経営と管理のため、FSC森林認証面積の維持・拡大を推進する。	継続中	森林管理を通じた環境対応社会への貢献	森林管理事業	森林認証推進事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ(～R19)	有(政策事業シート)	15	4、6、8、9、11、12、13	林業振興課	
172			イ	森林管理を対象とするFM認証とあわせて、加工・流通・工務店を対象としたCoC認証事業者の増加を図ることで、市民が自ら選択してFSC材製品を購入する意識の向上を図ります。	首都圏でのイベント参加に参加し、天竜材(FSC認証材)の認知度向上に努めた(東京都中野区、神奈川県川崎市)。	市民や全国に対し、更なるFSC森林認証の認知度向上を推進する。	継続中	適切な伐採と流通の活性化	木材需要拡大事業	FSC認証材利用拡大推進事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ、66ページ(～R19)	無	8	4、6、9、11、12、13、15	林業振興課	
173			ウ	保安林は、水源かん養や土砂の流出防止など重要な役割を持っているため、県と連携して治山施設の設定と保安林機能の維持・向上を図り、地域の安全性や生活環境を向上します。	県と連携し、林地や下流に被害が及ぶ恐れのある森林を保全した。	引き続き、県と連携した事業実施を図る。	継続中	森林管理を通じた環境対応社会への貢献	治山事業	治山事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ・67ページ(～R19)	無	15	4、6、8、9、11、12、13	林業振興課	
174			エ	森林環境基金を活用して、森林、河川などの自然環境を保全し、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、林業の振興を図ります。	森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく取組(森林所有者への意向調査、森林整備の計画作成等)を実施した。	引き続き、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく取組(森林所有者への意向調査、森林整備の計画作成等)を進めるとともに、調査結果を基に森林整備を実施する。	継続中	森林管理を通じた環境対応社会への貢献	森林経営管理推進事業	森林経営管理推進事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ・67ページ(～R19)	有(政策事業シート)	9	4、6、8、11、12、13、15	林業振興課	
175			オ	森林ボランティア活動の充実など、多様な主体による森林整備を促進します。	森林ボランティアの活動推進のため、市有林の希望団体への貸出を継続(森林整備活動に関する協定書)。	引き続き、市有林を活用した森林ボランティアの活動推進を実施する。	継続中	適切な伐採と流通の活性化	木材需要拡大事業	森林活用等都市間連携事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 60ページ・67ページ(～R19)	有(政策事業シート)	15	4、6、8、9、11、12、13	林業振興課	
176			2 農地の保全	ア	住宅地や工場用地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。	農地転用許可制度及び農業振興地域制度の適正な運用により優良農地の保全を図っている。	引き続き制度の適正な運用を図る。	継続中	生産基盤の安定による農業振興	農地利用費	農地の確保と有効利用事業	浜松市農業振興地域整備計画(R2～R12)	無	2	8	農地利用課
177	イ	ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促して、農地の有効活用、保全を推進します。			農地中間管理事業の活用や農地銀行制度の周知などにより、農地の流動化の促進を図っている。	引き続き事業・制度の運用を図るとともに、農地パトロールや地域での話し合いなどによる情報収集を図り、農家の離農による耕作放棄地化を未然に防ぐ。	継続中	生産基盤の安定による農業振興	農地利用費	農地の確保と有効利用事業		有(政策事業シート)	2	8	農地利用課	
178	ウ	遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。			市民農園数:43(検証・評価)遊休農地の有効活用となる取組として、今後更に推進が必要と考える。	引き続き、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図る。	継続中	産業と市民活動による担い手の確保	農業振興費	市民に親しまれる農業推進事業		有(政策事業シート)	3		農業振興課	
	エ	市街化区域内の農地を特定市民農園として維持し、市民の土のふれあいや食育、コミュニティ形成や子供の農体験の場として活用に取り組んだ。			引き続き維持管理を行っていく。		継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	市街化区域内農地緑地保全事業	浜松市緑の基本計画R3～R12)	有(政策事業シート)	4		緑政課	
179	エ	市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。			市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。 R4:廃止箇所3箇所(0.32ha)	引き続き指定に取り組む。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	市街化区域内農地緑地保全事業	浜松市緑の基本計画R3～R12)	有(政策事業シート)	15	11	緑政課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課			
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			関係計画・ビジョン等	管理指標の有無	メイン			その他		
							政策名	予算項目名	事業名								
180			雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図ります。	多面的機能支払交付金を活用した地域協働活動により、農地や里山の保全を図った。	引き続き、雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図る。	継続中							無	13		農地整備課	
181			河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図ります。	水利使用者である農水省や、関係団体である県、浜松市、河川改修区と連携しながら、掃流用水の水利権を河川管理者である国交省から許可を得て、継続して農地保全を図った。	河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、引き続き掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図る。	継続中							無	9		農地整備課	
183		3 緑地の保全	市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。	①自然公園等管理事業 ②地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ③みどりの軸強化事業(緑の軸強化プラン策定) ④緑地保全愛護会育成支援事業(愛護会の設立) ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①緑地保全事業の一環として継続。 ②緑地保全事業の一環である地域制緑地指定推進事業の一環として継続。指定を進める。 ③施策案はあったが、事業としては令和3年度中、未着手であり、今後の取組予定もない。検討内容にあった地域制緑地の指定は、別の事業にてフォローする。 ④愛護会の設立にこだわらない。緑地保全愛護会に取り組む活動団体の育成は、別の事業でフォローする。	一部継続	⑤緑化推進・緑地保全	⑤緑化推進費	⑤緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 P64~70 (~R2)				有(政策事業シート) ⑤のみ 有(浜松市緑の基本計画)	15	11, 12	緑政課
			自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行っている。	引き続き、自然公園及び自然環境保全地域内においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行う。		継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3~R12)				有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課
			指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査し、候補地域図に反映させた。	引き続き指定候補地の現況を把握するために、データ整理と情報収集を進めるとともに、必要に応じて現地調査を実施する。緑地の現況と保全制度の内容を照らし合わせて、現状に沿った保全方針を検討する。		継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3~R12)				有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課
184			豊かな自然環境を活用した公園、歴史的資源を活用した公園、市民が気軽に利用できる公園など、地域特性に応じた整備・充実を推進します。	都市公園面積が645.2haから647.35haと増加したことにより、市民一人あたりの都市公園面積が8.34㎡/人から8.39㎡/人となり、充実が図られた。	市民一人あたりの都市公園面積10㎡/人を目指し、都市の緑の整備・充実を推進する。	継続中				浜松市緑の基本計画 (~R2)			無	15		公園課	
185			浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。	①みどりのパートナーシップ事業 ②緑化推進樹木交付制度 ③保存樹木・樹林助成事業(指定の拡大、新たな制度創設、ガイドブックなどの改定) ④地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ⑤浜松城公園長期整備構想推進事業(計画に基づく整備の推進) ⑥歴史的緑地保全・活用事業(該当するみどりの洗い出し) ⑦地域特性を活かしたみどりの拠点創出事業(三ヶ日地域での拠点創出) ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①継続。活動の担い手を育成する取組を進めている。 ②地区を限定して継続。 ③継続 ④継続 ⑤継続 ⑥今後取り組む予定なし。 ⑦今後取り組む予定なし。	一部継続	③④⑦緑化推進・緑地保全	③④⑦緑化推進費	③緑化推進センター運営事業 ④緑地保全事業 ⑦浜松城公園長期整備構想推進事業	浜松市緑の基本計画 P94~101 (~R2)			有(政策事業シート)⑦のみ 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課	
			市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施した。また、風致地区及び緑化協定地区において樹木交付を実施した。	引き続き、市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施する。また、風致地区及び緑化協定地区においても引き続き、樹木交付を行う。		継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3~R12)				浜松市緑の基本計画 R3~R12)	15		緑政課
			これまで実施した旧元城小学校跡地における遺構調査の報告書作成・刊行作業を実施した。	調査結果を踏まえ、賑わいと交流ゾーンの整備方針の検討を行う。また、大河ドラマ館の後利用について必要な調整を行う。		継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	浜松城公園長期整備構想推進事業	浜松市緑の基本計画 R3~R12)				浜松市緑の基本計画 R3~R12)	15		緑政課
			市街地等に残る保存樹・保存樹林の指定の推進に努めている。R4年度は、指定要望が1件あったが、条件が合わず指定に至らなかった。	引き続き、指定による保全を行う。		継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3~R12)				浜松市緑の基本計画 R3~R12)	15	4	緑政課

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート		関係計画・ビジョン等	管理指標の有無	メイン	その他			
							政策名	予算項目名							事業名
186			<p>エ</p> <p>動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。</p> <p>※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。</p>	<p>①緑地保全事業(単独)</p> <p>②みどりのパートナーシップ事業</p> <p>③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新)</p> <p>④保全配慮地区における緑地保全事業</p>	<p>①継続</p> <p>②継続。活動の担い手を育成する取組を進めている</p> <p>③継続</p> <p>④今後取り組む予定なし。保全配慮畜の指定は行わないが、地域内の重要樹林について、保全樹林に指定する方向で検討し、別事業にてフォローする。</p>	継続中	①緑化推進・緑地保全	①緑化推進費	①緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 P67、74～75 (～R2)	有(政策事業シート①のみ)	15	11、12	緑政課	
				<p>風致地区においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。</p>	引き続き、指導及び許認可を行う。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課	
				<p>市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施している。</p>	引き続き、市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施する。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課	
				<p>指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査し、候補地区域図に反映させた。</p>	引き続き指定候補地の現況を把握するために、データ整理と情報収集を進めるとともに、必要に応じて現地調査を実施する。緑地の現況と保全制度の内容を照らし合わせて、現状に沿った保全方針を検討する。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15	11、12	緑政課	
187			<p>オ</p> <p>人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。</p> <p>※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。</p>	<p>①緑地保全事業(単独)</p> <p>②みどりのパートナーシップ事業</p> <p>③地域制緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新)</p> <p>④保全配慮地区における緑地保全事業</p> <p>⑤市街化区域内農地保全事業</p> <p>⑥都市計画公園見直し計画策定事業</p>	<p>①継続</p> <p>②継続。活動の担い手を育成する取組を進めている</p> <p>③継続</p> <p>④今後取り組む予定なし。保全配慮畜の指定は行わないが、地域内の重要樹林について、保全樹林に指定する方向で検討する。</p> <p>⑤継続</p> <p>⑥継続</p>	一部継続	①⑤⑥緑化推進・緑地保全	①⑤⑥緑化推進費	①緑地保全事業 ⑤市街化区域内農地保全事業 ⑥都市計画公園見直し計画策定事業	浜松市緑の基本計画 P67、74～76 (～R2)	有(政策事業シート)①⑤⑥のみ 有(浜松市緑の基本計画)	15	11、12	緑政課	
				<p>風致地区においては、建築行為や開発行為等に対し、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。</p>	引き続き、指導及び許認可を行う。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課	
				<p>市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施している。</p>	引き続き、市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施する。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課	
				<p>指定候補地の現況を把握するために、緑地でなくなった区域(宅地化や開発)を調査し、候補地区域図に反映させた。</p>	引き続き指定候補地の現況を把握するために、データ整理と情報収集を進めるとともに、必要に応じて現地調査を実施する。緑地の現況と保全制度の内容を照らし合わせて、現状に沿った保全方針を検討する。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課	
				<p>市街化区域内の農地等を生産緑地に指定して保全します。 R4:廃止箇所3箇所(0.32ha)</p>	引き続き指定に取り組む。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	市街化区域内農地緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課	
				<p>見直し未実施公園4箇所の関連動向について情報収集を行った。</p>	引き続き、見直し計画に基づき都市計画公園変更を進める。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	都市計画公園見直し事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	11		緑政課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課		
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他				
								政策名	予算項目名	事業名						関係計画・ビジョン等 名称	
188	3	河川・湖沼・海岸の保全	1	水辺の環境保全	ア	動植物の貴重な生息・生育地となっている湿地について、無秩序な開発を防止するよう努めます。	浜松市は大規模な開発に際し「土地利用審査」を行っており、事前に各課と調整することとなっている。環境政策課においては、環境配慮指針に基づいた指導を平成28年度から行っているところである。	環境配慮指針に基づいた指導などを通じ、引き続き、湿地等における無秩序な開発の防止に努める。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境影響評価事業	無	15	3, 6, 7, 11, 13, 14	環境政策課	
イ					市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進します。	市民団体・事業者等と連携し、海岸の清掃活動を実施し、市民意識の高揚と水環境の保全を図った。 ウェルカムグリーン作戦参加者数(団体数) 平成27年度:4,095人(77団体) 平成28年度:4,613人(88団体) 平成29年度:3,583人(49団体) 平成30年度:3,108人(70団体) 令和元年度:3,526人(60団体) 令和2年度:中止 令和3年度:2,413人(64団体) 令和4年度:2,622人(68団体) 浜名湖グリーン作戦参加者数(団体数) 平成27年度:18,141人(197団体) 平成28年度:15,165人(182団体) 平成29年度:16,953人(198団体) 平成30年度:15,047人(197団体) 令和元年度:15,217人(207団体) 令和2年度:中止 令和3年度:中止 令和4年度:14,208人(201団体)	引き続き、市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業	無	17	6, 15	環境政策課		
ウ					河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市ウ川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川ハトロールなどを実施します。	河川利用者の多い夏季に環境保全団体及び北区・天竜区と連携し、環境共生区域のハトロールを実施した。 平成27年度～令和4年度 (環境共生区域内の水環境汚濁行為者0人)	引き続き、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川ハトロールを実施する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業	有(政策事業シート)	6	14	環境政策課		
エ					生活排水による水環境への汚濁負荷を削減するため、下水道接続促進や合併処理浄化槽の設置を支援します。	職員による戸別訪問を実施し下水道接続の重要性や浄化槽設置補助金制度について丁寧な説明を行った。 下水道接続率:94.5%(H26末)→96.8%(R4末) 合併浄化槽基数:19,354基(H26末)→26,985基(R4末)	引き続き戸別訪問を実施する。	継続中	未来へつなぐ快適な都市の暮らしを強固に支え続ける浜松の下水道	・浜松市下水道事業会計・浄化槽費 ・浜松市下水道事業(下水道事業費用) ・下水道接続率向上と合併処理浄化槽設置の促進(P25)(H21～R6)	環境と共生するまちづくり事業	有(政策事業シート)	6		お客さまサービス課		
192	3	工場・事業場における排水対策	ア	工場・事業場における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、工場・事業場に排水対策強化への協力を求めていきます。	立入計画に基づく立入検査を年間99件実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	立入検査時の指導を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3		環境保全課			
イ			排水基準が適用されない工場・事業場に対しては、排水出水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。	立入計画に基づき排水基準が適用されない工場・事業場にも立入検査を実施し、汚濁負荷削減の指導を実施した。	排水基準が適用されない工場・事業場への立入検査及び汚濁負荷削減の指導を継続して実施する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3		環境保全課				
ウ			良好な水質を守るため行政と事業者が協力し、対策を検討します	芳川で定期的に着色度を測定するとともに、芳川着色対策連絡会において意見交換を実施した。また、着色排水の最新の脱色技術等を調査し連絡会委員に伝達した。	地域代表、事業者、行政で協力して、芳川の水質対策を推進する。	継続中	豊かで安全・健康で快適な環境づくり	環境保全費	水質保全事業	無	3	11	環境保全課				
エ			河川の適正な水利用や機能を維持することにより、人と川とのふれあいの場を創出し、より良い水辺空間とするよう努めます。	準用河川豊田川では、地元意見を踏まえ整備した親水護岸が地域に根付き、地域住民・学校・企業による河川清掃やお花見が開催されるようになった。	河川整備にあたっては、引き続き、「浜松市川づくり計画」に基づき、各流域の河川特性を踏まえた良好な水辺空間の整備を推進する。	継続中	効率的な道路・河川管理	河川費	河川管理対策事業	浜松市川づくり計画(H25～R4)(更新中)	無	11	13	河川課			
196	4	水やみどりに親しむ空間の創出	1	ア	二級河川九領川では、魚類等の水棲動物の休息場となるよう、コンクリート護岸ではなく、木柵と捨石による多孔質な水際空間を創出し、改修前には確認されなかった魚類の遡上が確認されるようになった。	河川整備にあたっては、引き続き、「浜松市川づくり計画」に基づき、各流域の河川特性や生態系、自然環境に配慮した多自然川づくりを推進する。	継続中	快適な道路・川づくり	河川費	河川改良事業	浜松市川づくり計画(H25～R4)(更新中)	無	11	13	河川課		
イ				公園の植樹帯、河川数などの整備にあたり、動物が住みやすい場を設けるために、エコトーンの形成や樹木の混植に努めます。	公園整備にあたっては、芝や低木樹などを配置し、身近な緑の創出に努めた。また、船明中央公園では地元産のFSC材を道具や外壁に活用し、森林の持続的な経営に配慮した。	公園整備に際し、落葉樹と常緑樹を混植する等、動物が生息できる環境の確保に努める。	継続中			浜松市緑の基本計画(~R2)	無	15		公園課			
イ				市有施設の緑化については、地域の緑化の見本となるよう、質・量ともに充実した緑化を推進し、市民に親しまれるみどりを育成します。	①環境市民のたねまき事業(学校緑化の推進のための制度や仕組みづくり) ②緑化推進普及・啓発事業(学校施設新設の際は、敷地面積の20%以上の緑化指導) ③花づくり支援事業(園芸資材交付) ④緑化推進樹木交付事業(緑のカーテンの学校施設への普及拡大) ※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移行する。	①施策案があったが、公共施設の緑化基準を民間施設と同等にしたため、今後学校への緑化制度に取り組み予定はない。 ②学校施設に限った基準等は設けておらず、今後も設けない。 ③継続 ④R2年度時点で緑のカーテン啓発事業として完了した。学校施設緑化のついての案はあったが、当事業で取り組む予定なし。	一部継続	②③緑化推進・緑地保全	②③緑化推進費		浜松市緑の基本計画 P82～83(~R2)	有(政策事業シート)①⑤⑥のみ 有(浜松市緑の基本計画)	15		緑政課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業		施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標					関係するSDGs		担当課	関連課	
						進捗・評価	施策・事業実施状況(検証・評価)	政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他				
								政策名	予算項目名	事業名				関係計画・ビジョン等 名称			
						継続中	協働センターで継続して活動する花づくり団体に対して園芸資材を交付した。 沿道、公共花壇で花いっぱい運動に自主的かつ継続して活動する者に園芸資材を交付した。	引き続き、園芸資材の交付を行う。	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	花と緑のまち・浜松推進事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(浜松市緑の基本計画)	11		緑政課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他			
								政策名	予算項目名	事業名						名称
199			ウ	住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。	①緑化推進センター運営事業 ②緑化推進普及・啓発事業 ③緑化推進樹木交付事業 ④普及啓発事業 ⑤花壇等拠点整備事業 ⑥緑化推進法制度等整備事業 ⑦環境市民のたねまき事業 ⑧優良緑化事業者顕彰事業	①継続 ②継続 ③継続 ④継続 ⑤継続 ⑥緑化地域制度の導入を検討したが、全国的にも導入が進んでおらず、本市においても導入の予定はない。 ⑦セミナー開催の案があったが、施策の優先順位を検討し、実施を見送る。 ⑧継続	一部継続	①③④⑤⑥⑧緑化推進・緑地保全	①④⑤⑥⑧緑化推進費	①④緑化推進センター運営事業 ③緑化推進事業 ⑤⑥⑧花と緑のまち・浜松推進事業	浜松市緑の基本計画 P87～93(～R2)	有(政策事業シート)①③のみ 有(浜松市緑の基本計画)	11	15	緑政課	
					緑化推進センターを緑化の普及啓発を行う施設として運営した。	引き続き、施設運営を行う。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	①緑化推進センター運営事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	11		緑政課	
					オープンガーデンの普及啓発をイベントで配布、花壇を対象としたコンクール開催、花飾り講習会開催、花と緑の祭り開催、都市緑化祭での作品展示を行った。	引き続き、オープンガーデンの普及啓発をイベントで配布、花壇を対象としたコンクール開催、花飾り講習会開催、花と緑の祭り開催、都市緑化祭での作品展示を行う。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	花と緑のまち・浜松推進事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(浜松市緑の基本計画)	11		緑政課	
					風致地区及び緑化協定地区において樹木交付を実施している。	引き続き、風致地区及び緑化協定地区において樹木交付を行う。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	③緑化推進事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	11			
					花壇を対象とした花と緑のコンクールを実施した。	引き続き、コンクールを行う。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	花と緑のまち・浜松推進事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15	3.4	緑政課	
					事業者が工場その他の事業所の敷地内において、樹木の植栽その他緑化の推進に努めていただくよう「浜松市緑の保全及び育成条例」(昭和62年3月31日)に基づき、緑化の推進を指導した。	引き続き、「浜松市緑の保全及び育成条例」に基づき、緑化の推進を指導する。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	事業所等緑化事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(浜松市緑の基本計画)	8		緑政課	
					新たな緑地の創出や緑地の管理の方法として、市民緑地制度の活用を検討した。 緑化重点地区の樹林地や空き地など、土地の所有者に代わって市民・事業者が管理する制度として(仮称)浜松版カシニワ制度を検討した。	市民緑地制度の活用について、引き続き検討する。 (仮称)浜松版カシニワ制度について引き続き検討する。	新規	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	事業所等緑化事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(浜松市緑の基本計画)	8		緑政課	
200	3	自然とふれあう場と機会の確保	ア	森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを準備し、豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどの体験・学習型のレクリエーションを推進します。	小学生を対象とした農林水産体験として「伝えよう！浜松・浜名湖地域のふるさとの味」を開催し、自然とふれあう場を提供した。また、浜松・浜名湖ツーリズムヒーローのインターネットサイト「ちよい旅」に体験プログラム掲載に向け情報提供を行い、交流人口の増加や農山漁村の活性化を図った。	継続中	産業と市民活動による担い手の確保	農業政策推進費	もうかる農業推進事業	浜松市農業振興ビジョン(2019年度・H31～2024年度・R6)	有(政策事業シート)	15		農業水産課		
				市民が森林、里山などのみどりふれあうことのできるよう、ふれあいの森、トレッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。	森林・林業施設の管理・運営を実施。 ○森林体験・交流施設(天竜林業体育館)年間利用人数(人)／1318人(R4)	継続中	森林管理を通じた環境対応社会への貢献	森林・林業施設管理事業	森林・林業施設管理事業 浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 61ページ・67ページ(～R19)	無	11	4.6、8.9、12、13、15	林業振興課			
				遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。	市民農園数:43(検証・評価)農業体験により自然とふれあう場の機会となっている。今後も更なる推進が必要である。	継続中	産業と市民活動による担い手の確保	農業振興費	市民に親しまれる農業推進事業		有(政策事業シート)	3		農業振興課		
202			ウ	市街化区域内の農地を特定市民農園として維持し、市民の土とのふれあいや食育、コミュニティ形成や子供の農体験の場として活用します。	引き続き、維持管理を行っていく。	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	市街化区域内農地緑地保全事業	浜松市緑の基本計画 R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	4	3	緑政課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課				
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他						
								政策名	予算項目名	事業名						関係計画・ビジョン等 名称			
203	5	自然景観の保全と創造		<p>地域景観の中で良好な景観要素となっている、山地の人工林や自然林などの森林、里山の樹林や田畑、斜面緑地や鎮守の森、街路樹や生垣、樹木、水辺や緑地などは、魅力ある地域の景観形成の拠り所として保全・育成・活用に取り組みます。</p>	<p>①地域緑地見直し及び緑地現況モニタリング事業(現地調査と緑地の再評価及びカルテの更新) ②緑地保全事業(単費) ③みどりのパートナーシップ事業</p> <p>※緑の基本計画改定に伴い、報告内容の大幅な見直し有り。来年度調査時は当項目を削除し、報告内容は下段の記載内容に移す。</p>	<p>①継続 ②継続 ③継続。活動の担い手を育成する取組を進めている。</p>	継続中	②緑化推進・緑地保全	②緑化推進費	②緑地保全事業	浜松市緑の基本計画(～R2)	有(政策事業シート)②のみ 有(浜松市緑の基本計画)	15	4, 12	緑政課				
					<p>風致地区においては、建築行為や開発行為等に対して、法令に基づき適正な指導及び許認可を行った。また、市民協働による活動を推進するため、市民の森において試験的な取組を実施している。</p>	<p>風致地区において、引き続き、指導及び許認可を行う。また、市民の森において実験的な取組についても引き続き、市民協働による活動を推進するため、実施する。</p>	継続中	緑化推進・緑地保全	緑化推進費	緑地保全事業	浜松市緑の基本計画R3～R12)	有(政策事業シート) 有(浜松市緑の基本計画)	15	11	緑政課				
204	6	地域資源の持続可能な活用による産業の振興		<p>天竜区役所や春野協働センターなどへの地域材活用を通して、住宅、店舗などへの地域材活用を促進します。</p>	<p>非住宅建築物への木質化に対する助成事業「天竜材ぬくもり空間創出事業」を実施。(令和4年度助成数:19件)</p>	<p>引き続き、天竜材の流通促進や認知度向上を図る。</p>	継続中	適切な伐採と流通の活性化	木材需要拡大事業	天竜材ぬくもり空間創出事業(補助金)	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 61ページ・67ページ(～R19)	無	9	4, 6, 8, 11, 12, 13, 15	林業振興課				
205				<p>認証森林の拡大に引き続き取り組むとともに、流通加工部門での森林認証取得を促進することで、天竜材のブランド化を進めます。</p>	<p>首都圏での展示会参加や大手企業とのセールスミーティング開催等を通じ、FSC森林認証の認知度を向上を計画していたが、コロナ禍の影響で開催を断念。</p>	<p>市民や全国に対し、更なるFSC森林認証の認知度向上を推進する。</p>	継続中	適切な伐採と流通の活性化	木材需要拡大事業	FSC認証材利用拡大推進事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ・66ページ(～R19)	無	9	4, 6, 8, 11, 12, 13, 15	林業振興課				
206				<p>浜松やらまいか交流会などを活用しながら、地域材を市外に対して積極的にPRをしていきます。</p>	<p>平成27年度以降、「浜松やらまいか交流会」は不参加。</p>	<p>首都圏での展示会参加や大手企業とのセールスミーティング開催等を通じ、国内外に天竜材をPRする。</p>	継続中	適切な伐採と流通の活性化	木材需要拡大事業	FSC認証材利用拡大推進事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 58ページ・66ページ(～R19)	無	9	4, 6, 8, 11, 12, 13, 15	林業振興課				
207				<p>浜名湖などの環境資源を活用した潜在プログラムを充実させ、地域の魅力向上を図り、観光客の滞在を促進することで観光産業の活性化を図ります。</p>	<p>平成31年4月に第3期浜名湖観光圏整備計画が認定。8つの推進事業として「ブランド推進事業」、「海の湖カレッジ推進事業」、「ガストロノミーツーリズム推進事業」、「オンパウンド推進事業」、「アウトドアツーリズム推進事業」、「広告宣伝事業」、「広域周遊推進事業」、「ガーデンツーリズム推進事業」を実施する。</p>	<p>浜名湖観光圏整備計画に基づき、浜松・浜名湖エリアの魅力度向上を推進する。</p>	継続中				浜名湖観光圏整備推進計画	無	8		観光・シティプロモーション課				
208	5	環境活動を実践する人が育つ都市	1	学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	1	学校などにおける環境教育	<p>学校において、発達段階に応じて環境と人間のかかわり方について認識を深め、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、分野・対象者別の環境プログラムを提供します。</p>	<p>小中学校において環境学習プログラムを実施した。実施校数(平成27年度:59校、平成28年度:63校、平成29年度:58校、平成30年度:54校、令和元年度:52校、令和2年度:50校、令和3年度:41校、令和4年度:39校)</p>	<p>小中学校に分野・対象別の環境学習プログラムを提供し、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育てる。</p>	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	第3次浜松市教育総合計画(後期計画P31)(H27～R6)	有(政策事業シート)	4		環境政策課	
209					<p>幼稚園・保育所での浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム」の活用や、自然とのふれあい体験を重視した取り組みにより、幼児期から自然を大切にすることを育んでいきます。</p>	<p>幼稚園・保育所において環境学習プログラムを実施した。実施園数(平成27年度:27園、平成28年度35園、平成29年度:49園、平成30年度:56園、令和元年度:56園、令和2年度:47園、令和3年度:78園、令和4年度:78園)</p>	<p>幼稚園・保育所へ環境学習プログラムを提供し、幼児期から自然を大切にすることを育む。</p>	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	4		環境政策課			
210					<p>【事業内容】市内小学4年生を対象に、社会科副読本を作成・配布を行う。 【検証・評価】学校を通して社会科授業内で使用されることで、3Rやごみ減量についてより深く学ぶ機会となっている。</p>	<p>【事業内容】市内小学4年生を対象に、社会科副読本を作成・配布を行う。 【検証・評価】学校を通して社会科授業内で使用されることで、3Rやごみ減量についてより深く学ぶ機会となっている。</p>	<p>【今後の方針】引き続き小学4年生へ社会科副読本を配布し、環境教育の促進を図る。</p>	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量推進運営経費	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P39(R4～R10) 第3次浜松市教育総合計画 P31	無	4	12	ごみ減量推進課			

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の名称	メイン	その他			
							政策名	予算項目名	事業名						
211			エ 学校施設などに設置された太陽光発電設備や緑のカーテン、ビオトープ、地元木材を使った教室や机など身近な設備を教材に、環境保全や環境負荷低減のための取り組みについて理解を深めます。	移動環境教室の展示・パネル説明において、緑のカーテンなどの設備を題材に、環境負荷低減の取り組みへの理解を深めた。 展示物・パネル説明参加者 平成27年度:338人 平成28年度:219人 平成29年度:388人 平成30年度:839人 令和元年度:1,068人 令和2年度:386人 令和3年度:234人 令和4年度:154人	学校の設備を教材に、環境負荷低減のための取り組みへの理解を深める。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	4	11、13	環境政策課	
212		2 学校などの教職員に対する環境教育の理解促進	学校などにおいて環境教育を推進するため、環境学習プログラム及びESDの実証モデルを周知し、教職員の環境教育に関する知識や指導力の向上を図ります。	新規の環境学習プログラム、ESDプログラムを提供した。 新規環境学習プログラム 平成28年度:わたしの町にもいる! 外来生物、地球温暖化と気候変動 平成29年度:災害にも役立つ簡単ご飯 平成30年度:君も今日から3R博士 令和元年度:もっちまちんけん 令和2年度:海が大変だ ESDプログラム(テーマ:学校) 平成27年度:浜名湖・庄内学園 平成28年度:食・東陽中学校 令和元年度:里地里山・井伊谷小学校 令和3年度:天竜川・和田東小学校	教職員の環境教育を推進するため、環境学習プログラムやESDモデルプログラムを提供する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		有(政策事業シート)	4		環境政策課	
213		イ 教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者や静岡県環境学習コーディネーターなど地域の人材情報を積極的に提供します。		浜松市教育委員会の「はままつりづくりネットワークセンター」と連携し、環境学習指導者の情報を提供する。	引き続き、浜松市教育委員会の「はままつりづくりネットワークセンター」と連携し、環境学習指導者などの情報を積極的に提供する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	4		環境政策課	
214		3 社会など幅広い場における環境教育の推進	ア 浜松市エコハウスモデル住宅(令和元年度末廃止)やみどり〜な(緑化推進センター)、かわな野外活動センター、浜松市次世代ダイバーシティエネルギーパークの施設などにおいて、3Rや地球温暖化防止、生物多様性の保全などについて、各施設の特色を活かした講座や体験型学習を企画・開催します。	エコハウスモデル住宅でのミニ講座等イベントの開催 平成27年度:7回 平成28年度:42回 平成29年度:26回 平成30年度:32回 令和元年度:30回 ※令和元年度末のエコハウスモデル住宅の廃止に伴い終了 各種イベント(消費生活展等)への出展や市地球温暖化防止活動推進センターによる若者会議や体験型講座等の開催 緑化推進センターを緑化の普及啓発を行う施設として運営した。	引き続き、地球温暖化対策や省エネルギーの推進に向けた体験型の学習機会を提供する。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3~)	無	13	7、9、11、12	カーボンニュートラル推進事業本部	
215		イ 動物愛護教育センターを中核として、動物愛護教育を推進します。		令和4年度において4つの教育プログラムを用意し、13回、302人に対して動物愛護に係る教育活動を行った。 指標(動物園分を含む)は教育活動実施回数(140回/6000人)	利用者の意見等を反映させ、教育プログラムの拡充を計っていく。	継続中	動物園の再生	動物園費	動物愛護教育センター事業		有(政策事業シート)	4		動物園	
216		ウ 協働センターやくらしのセンターなどにおいて、地域の環境美化やごみ問題、3R、環境に配慮した消費生活などに関する学習会を開催するとともに、自治会組織との協働により地域の環境活動を活性化します。	【事業内容】 協働センターなどにおいて、自治会向け学習会「ごみ減量セミナー」を開催し、ごみの分別や3Rの推進など、自治会の環境美化推進員と連携して、地域の環境美化活動を推進する。 【検証・評価】 自治会の環境美化推進員を中心に、地域住民による環境美化活動が展開されている。	【今後の方針】 協働センターやその他公共施設において、自治会及び一般市民向け講座「ごみ減量セミナー」を開催し、自治会の環境美化推進員とも連携を図り、今後も継続的に地域の環境美化活動の推進を図っていく。	環境に配慮した資源循環型社会の構築	継続中	ごみ減量推進費	ごみ減量推進費	ごみ減量推進事業	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P39 (R4~R10)	無	4	12	ごみ減量推進課	
217		エ 環境教育や環境活動など自ら実践する意欲を高めるため、顕著な取り組みに対して顕彰する制度の設立を検討します。		環境保全に関する取組みを計画的に実践している市民団体及び事業者を表彰する制度の設立について検討を進めた。	環境学習活動に貢献する市民ボランティアを表彰する制度の設立について検討を進めた。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	生物多様性はままつり戦略2018(H30-R5)	無	4	17	環境政策課	
218		4 環境教育を担う人材の育成と積極的な活用	ア 環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座や環境学習指導者間の交流会の開催などにより、新たな人材を発掘・育成します。	環境学習指導者養成講座を開催し、指導者を養成した。 養成講座修了者数 平成28年度:16人 平成27年度:14人 平成28年度:14人 平成29年度:6人 平成30年度:6人 令和元年度:13人 令和2年度:中止 令和3年度:8人 令和4年度:15人 合計92人	引き続き、環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座などにより、新たな人材を発掘・育成する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		有(政策事業シート)	4		環境政策課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の 有無	メイン	その他			
							政策名	予算項目名	事業名						名称
219			環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が自主的に企画・運営する環境講座やイベント等の活動を支援します。	環境学習指導者のフォローアップ講座を開催した。平成30年度:「子どもに伝えるってどうやるの」参加者11人 令和元年度:「ESDとは」参加者15人 令和2年度:全8回 参加者15人 令和3年度:「十湖地ビオトープ保全と環境教育」参加者6人 令和4年度:「自然観察プログラムの体験」参加者10人	環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が運営する環境講座やイベント等の活動を支援する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	4		環境政策課	
220			総合的な視点で学校、地域と環境学習指導者や事業者の環境活動をつなぐコーディネーターの育成を図り、積極的に活用していきます。	浜松市教育委員会の「はままつづくりネットワークセンター」の機能を活用し、環境学習指導者の情報を提供した。	環境学習の視点で学校、地域をつなぐコーディネーターとして、はままつづくりネットワークセンターを活用する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	第3次浜松市教育総合計画(後期計画P4.4)(H27～R6)	無	4	17	環境政策課	
221		環境学習プログラム(ESイッチプログラムの充実)	NPO・事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを募集し、ESイッチプログラムの充実を図ります。	事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを実施した。 平成27年度～令和4年度 パスを知らう!パスに乗ろう!(6,030人) 太陽熱はあつたかい(293人) 太陽の力ってすごい(1,841人) 地球にやさしいE'クッキング(2,794人)	引き続きNPO・事業者などの技術・専門性を取り入れたプログラムを募集し、ESイッチプログラムの充実を図る。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	4	17	環境政策課	
222			市域の約7割を占めている森林を環境教育の場として活用する森林散策体験会などの森林環境教育プログラムの普及を図り、森林の有する公益的機能に対する理解・関心を高め、森林の保全につなげていきます。	森林・林業施設の管理・運営を実施した。 心森林・林業体験活動への年間参加者数(人)/900人(R4)	都市と山村との交流の促進等を目的に、森林交流施設の維持管理を推進する。	継続中	森林管理を通じた環境対応社会への貢献	森林・林業施設管理事業	森林・林業施設管理事業	浜松市森林・林業ビジョン 4森林経営・管理の方向と役割 4-1森林経営・管理の方向 4-3ビジョン実現のための第一歩 61ページ・67ページ(～R19)	無	15	4, 6, 8, 9, 11, 12, 13	林業振興課	
223			市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進めます。	環境学習指導者養成講座成果発表において、常葉大学准教授から講座の進め方、注意点などについて教授をいただいた。	市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進める。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	4	17	環境政策課	
224		6 各主体との連携	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつESイッチ)を中核として、市民・NPO・事業者・学校・行政などあらゆる主体が連携し、情報共有や交流を行う場を提供し、環境教育施策を総合的・体系的に推進します。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつESイッチ)を核として、各団体が開催する環境教育事業やイベントなど、互いの情報を共有した。 はままつESイッチ会員数の推移:個人(団体) 平成27年度:132人(32団体) 平成28年度:144人(33団体) 平成29年度:145人(34団体) 平成30年度:152人(36団体) 令和元年度:165人(38団体) 令和2年度:164人(39団体) 令和3年度:170人(40団体) 令和4年度:187人(40団体)	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつESイッチ)を中核として、情報共有や交流を行う場を提供する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	17	4	環境政策課	
225			NPO・事業者・行政などが適切な役割分担を踏まえた協働取り組みを推進するため、パートナーシップのもとに効果的な環境教育を進める制度の構築を検討していきます。	ESイッチプログラム(浜松版環境学習プログラム)の新規プログラムを作成するなど、NPO・事業者・行政の協働による環境教育の充実を図った。 (新規)環境学習プログラム 平成28年度:わたしの町にもいる!外来生物、地球温暖化と気候変動 平成29年度:災害にも役立つ簡単ご飯 平成30年度:暑も今日から3R博士 令和元年度:もつとまちたんけん 令和2年度:海が大変だ	NPO・事業者・行政の協働による環境教育を進める。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	17	4	環境政策課	
226			事業者と連携し、事業場見学や講演会などの開催により、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供します。	事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを実施した。 平成27年度～令和4年度 パスを知らう!パスに乗ろう!(6,030人) 太陽熱はあつたかい(293人) 太陽の力ってすごい(1,841人) 地球にやさしいE'クッキング(2,794人) 「体験の機会を場」として、西区の事業者を認定した。	引き続き、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	17	4	環境政策課	
227		7 環境教育の更なる普及・促進に向けた調査研究	環境教育に関する市民の意識やニーズを調査し、調査結果を踏まえて環境教育施策の普及・促進に努めます。	環境学習の各プログラムの実施状況から環境学習指導者養成講座の内容(自然観察の体験講座、環境学習の進め方・伝え方)を検討した。	引き続き、環境教育に関する市民の意識やニーズを把握し、環境教育施策の普及・促進に努める。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	4		環境政策課	
228		2 多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進	環境美化推進員や地球温暖化防止活動推進員などの地域の環境リーダーが家庭や地域における率先行動や啓発活動に努め、市民一人ひとりが3Rや省エネ行動を実践するよう促します。	【事業内容】 ごみ減量に関する会議等を行い、自治会の環境美化推進員に対してごみ減量に関する知識習得と意識向上を図る。 【検証・評価】 各自治会で行っている環境美化活動を事例集としてまとめ、環境美化推進委員の研修とした。	【今後の方針】 環境美化推進員の研修について、アンケートを実施し、今後効果的な研修方法について検討を行っていく。	継続中	環境に配慮した資源循環型社会の構築	ごみ減量推進費	ごみ減量推進費	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改定版)】第5章・基本方針及び計画の目標等 P39(R4～R10)	無	17	12	ごみ減量推進課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性		具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課
					施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の名称	メイン	その他		
								政策名	予算項目名	事業名					
234	4	職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み	事業者への支援	事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援します。	事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援します。 移動環境教室 災害にも役立つ簡単ご飯	事業者に対する環境学習指導者の派遣や出前講座を継続的に実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	無	4		環境政策課	
235				事業者が行う環境学習プログラムを募集し、環境学習サポートガイドブックで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援します。	事業者が行う環境学習プログラムを環境学習サポートガイドブックで紹介した。 太陽熱はあつたかい(矢崎エナジーシステム株式会社) 太陽の力ってすごい(エネジ株式会社) 地球にやさしいE"ッキング(サーエナジー株式会社)	引き続き、事業者が行う環境学習プログラムを環境学習サポートガイドブックで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	無	4	17	環境政策課	
236				事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、河川や湖沼の清掃活動などの情報提供を行います。	事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、海岸の清掃活動などの情報提供を行った。 事業者による自発的な海岸などの清掃を推進するため、清掃物品の提供や、一般参加者募集情報の市公式ホームページへの掲載する支援制度を実施した。	事業者がCSRとして環境活動に取り組みやすいよう、海岸の清掃活動などの情報を提供するとともに、自主的な清掃活動の支援を実施する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業	無	17		環境政策課	
237		2	環境に関する研修などの充実	庁内の各部署が、所管する事務事業と環境との関わりを認識し、環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう市職員の意識向上を図ります。	環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう、生物多様性の管理指標等の実績調査を実施した。 生物多様性はままつ戦略の進捗管理指標調査(22課) 市民マナー条例(5課) 6月の環境月間に合わせて、プラスチックごみ削減に関する全庁通知を実施した。	引き続き、環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう市職員の意識向上を図る。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	無	4		環境政策課	
238				庁内の各部署の温暖化対策推進員に対し、省エネルギーの取り組みとその効果に関する研修を行い、省エネ行動の定着に努めます。	温暖化対策推進員研修の開催 平成27年度:4/21 浜北区役所 9/27 本庁 平成28年度:6/28 西区役所 7/1 天竜生工ホール 7/5 本庁 平成29年度:9/25 天竜区役所 9/27 地域情報センター 平成30年度:4/24 地域情報センター 4/27 天竜区役所 令和3年度:Web研修 令和4年度実績なし	R5年度に温暖化対策マネジメントシステムの改定を行う。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	カーボンニュートラル推進費	再エネ・省エネ推進事業	無	13		カーボンニュートラル推進事業本部	
240	5	環境教育の場の整備や充実	A	省エネルギー・省資源型の市有施設を整備し、環境に配慮した施設・設備への理解を深めます。	省エネ改修工事やLED照明の導入を継続的に実施した。	引き続き、省エネ改修工事やLED照明の導入を推進する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	カーボンニュートラル	再エネ・省エネ推進事業	無	13	7、12	カーボンニュートラル推進事業本部	
241				動物園において、生物多様性の保全や種の保存を推進する施設として、教育プログラムの充実を図ります。	令和4年度において12の教育プログラムを用意し、115回、5,232人に対して教育活動を行った。 指標(動物愛護教育センター分を含む)は教育活動実施回数(140回/6000人)	利用者の意見等を反映させ、教育プログラムの拡充を計っている。	継続中	動物園の再生	動物園費	動物愛護教育センター事業	有(政策事業シート)	4		動物園	
242				建設中の新清掃工場に、環境教育啓発施設を併せて整備します。	環境政策課及びごみ減量推進課と連携し、環境教育啓発施設の展示内容について協議を進めた。	新清掃工場に見学ルートを設置し、運営開始にあわせ、環境教育啓発施設が利用できるよう整備していく。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	新清掃工場整備事業	無	4		廃棄物処理課	

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課	
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート		関係計画・ビジョン等	管理指標の 有無	メイン	その他			
							政策名	予算項目 名称							事業名
243	6 環境情報の積極的な発信	環境情報の積極的な発信	本市の生活環境や自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を体系的に整備し、市ホームページなどで積極的に公開するよう努めます。	自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を、閲覧しやすいように体系的にまとめて市ホームページなどで公開した。	引き続き、本市の自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を市ホームページなどで公開する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	無	4	環境政策課		
244			市民・NPO・事業者・学校などの環境教育に関する取り組みについて、浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエスイッチ)を活用し、各主体間で情報を共有します。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はまつエスイッチ)を核として、各団体が開催する環境教育事業やイベントなど、互いの情報を共有した。はまつエスイッチ会員数の推移:個人(団体) 平成27年度:132人(32団体) 平成28年度:144人(33団体) 平成29年度:145人(34団体) 平成30年度:152人(36団体) 令和元年度:165人(38団体) 令和2年度:164人(39団体) 令和3年度:170人(40団体) 令和4年度:187人(40団体)	引き続き、市民・NPO・事業者などの環境に関する取り組みを浜松市環境教育ネットワークを中核として、情報を共有する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	無	17	環境政策課		
245			市ホームページで環境教育の取り組みを情報発信するとともに、環境学習会や環境活動などの情報について、SNSなどを活用して迅速に発信していきます。	環境学習会や環境活動などの情報について、ホームページやフェイスブックなどのSNSを活用して迅速に発信した。	環境学習会や環境活動などの情報について、ホームページやフェイスブックなどのSNSを活用して迅速に発信する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	無	4	17	環境政策課	
246			エ 本市に多数在住する外国人向けに、節電やごみの分別方法など生活に密着した環境情報や、森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信していきます。	【事業内容】 国際交流協会と連携し「ごみ減量」や「ごみの出し方」のPR方法について検討する。 【検証・評価】 R5年3月にごみ減量ガイドブックのポルトガル版と英語版を作成し、自治会を通じた配布の他、外国人学校等にも配布した。	【今後の方針】 引き続き国際交流協会との連携について模索していく。転入者向けのウェルカムパックにごみ減量ガイドブックの追加を検討する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	ごみ減量推進費	ごみ減量推進運営経費	浜松市一般廃棄物処理基本計画【ごみ処理基本計画編(改訂版)】P39(R4~R10)	無	10	12	ごみ減量推進課	
				「ごみ・資源物の正しい出し方」として7か国語(英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語、韓国語、フィリピン語)の作成・配布。	自治会等からの要望に対し検討が必要に応じて、他の言語についても作成の検証を行う。内容に見直しがある場合には修正を行う。	継続中	安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理	廃棄物処理費	収集業務管理事業		無	11		廃棄物処理課	
				川や湖を守る条例や市民マナー条例の周知啓発に当たり、外国語のチラシを作成するなどし、外国人向けにわかりやすく発信した。	環境を守るための取り組みや森林や里山などの自然体験活動の情報などをだれにでもわかりやすく発信する。	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	無	17		環境政策課
247	広報紙やパンフレットなどの紙媒体に加えて、最新の情報発信技術を活用して、いずれの年代でも利用しやすい効果的な情報の発信方法を研究していきます。	見やすくわかりやすい広報紙やパンフレットの作成を心掛けるとともに、フェイスブックなどのSNSを活用して効果的に情報を発信した。	引き続き、最新の情報発信技術を活用して効果的な情報発信方法を研究する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	無	17		環境政策課			
248	7 国際的な視点での取り組み	国際協力機構(JICA)等と連携し、開発途上国などの海外から研修員を受け入れます。また、市民や市民活動団体に対して、国際協力に関する啓発活動や情報提供を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大により海外諸都市からの研修生受入等や協力開発途上国における水道事業の技術支援がストップしている状況である。	引き続きJICA等と連携し、海外からの研修生受入等を行う。また、浜松国際交流協会の活動への後援などを通して、国際理解教育活動を側面支援する。	継続中				第2次浜松市国際戦略プラン(2019年度・H31~2023年度・R5)	無	6		国際課		
249		都市・自治体連合(UCLG)を通じた交流や、国外の都市との連携による環境施策などの事例の収集・情報交換を行い、国際協力や都市間連携に努めます。	都市・自治体連合(UCLG)への参加を通して、世界的な環境課題に対する事例を収集した。国際的な組織に加盟することで実現できた。	引き続き世界的な環境課題に対する事例の収集・情報交換に努める。	継続中				第2次浜松市国際戦略プラン(2019年度・H31~2023年度・R5)	無	17		国際課		
250		地球規模で環境に配慮した行動が求められていることから、外国のくらし文化・歴史などに触れることで多様な価値観や人権を尊重する意識を育み、多文化共生への理解促進を図ります。	浜松国際交流協会との連携や国際交流員による出前講座の実施を通して、異文化への理解を深めた。地域資源を有効に活用できた。	引き続き、国際交流協会や国際交流員等の地域資源を活用して、異文化への理解を醸成したい。	継続中				第2次浜松市多文化共生都市ビジョン(2018年度・H30~2022年度・R4)	無	11		国際課		
251		既存の環境教育や環境活動の取り組みをESDの視点で捉え直し、様々な主体が連携するために必要な情報提供を行うなど、国際的な視点に立ったESDの推進を図ります。	ESDのモデルプログラムを作成した。 平成27年度 浜名湖を未来に受け継ごう(庄内学園) 平成28年度 食から見る世界(東陽中学校) 令和元年度 田んぼでつながる人と自然(井伊谷小) 令和3年度 天竜川を知ろう(和田東小学校)	環境教育や環境活動の取り組みをESDの視点で捉え直し、国際的な視点に立ったESDの推進を図る。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		有(政策事業シート)	4		環境政策課		
252		市内の学校にESDの推進拠点として位置づけられている、ユネスコスクールの取り組みを学校外に広く紹介し、ESD活動の普及に努めます。	ESDの取り組みを地域や学校等で実践できるよう、モデルプログラムを紹介した。 Eスッチサポートガイドブック掲載 浜名湖を未来に受け継ごう(庄内学園) 食から見る世界(東陽中学校) 田んぼでつながる人と自然(井伊谷小) 天竜川を知ろう(和田東小学校)	引き続き、ESDの取り組みを地域や学校等で実践できるよう、モデルプログラムを紹介する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無	4		環境政策課		

第2次浜松市環境基本計画(改定版) 施策一覧

No	5つの基本方針	施策の方向性	具体的な施策・事業	施策(事業)の進捗状況(R4年度時点の状況を記載)		進捗・評価	各施策・事業の政策事業シート等における位置付け・管理指標				関係するSDGs		担当課	関連課		
				施策・事業実施状況(検証・評価)	施策・事業の今後の方針		政策事業シート			管理指標の有無	メイン	その他				
							政策名	予算項目名	事業名							
253	8 市民や事業者の行動改革の促進		環境分野だけでなく、消費者教育、防災教育、福祉教育、食育、多文化共生教育、みどり教育、まちづくり教育など、多様な分野において持続可能な社会の重要性を意識した教育や啓発に取り組み、市民や事業者の行動変革を促します。	主に小中学生を対象にエンカル消費・フェアトレードを意識した消費者教育・啓発を実施し、消費生活のあり方について意識の向上を図ることができた。	市民・事業者に対し、エンカル消費・フェアトレードの重要性を理解してもらうための啓発を行うとともに、義務教育課程(授業)にも取り入れていく。	継続中	安全・安心な消費生活の推進、消費者教育の推進	市民生活費	消費生活推進事業	・第二次浜松市消費者教育推進計画(R3～R7) ・第3次浜松市教育総合計画(H27～R6)	有(政策事業シート)	12		市民生活課		
254			行政や市民団体等から情報を収集し、それらを基に地域の教育・保育施設に多様な分野の講座を提供するよう「地域の人づくり拠点」を構築します。	浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつEスイッチ)と浜松市教育委員会「はままつ人づくりネットワークセンター」の連携により、行政や市民団体等の講座や人材育成の情報を共有した。	引き続き、浜松市環境教育推進ネットワーク(はままつEスイッチ)と浜松市教育委員会「はままつ人づくりネットワークセンター」の連携により、行政や市民団体等の講座や人材育成の情報を共有する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無		17	4	環境政策課	
255			事業者の環境経営を推進するために、エコアクション21やISO14001などの取得を促すとともに、市が環境改善につながる技術開発、地域活動を認定・表彰する制度を推進します。	エコアクション取得支援セミナーの開催 平成28年度:5事業者 平成29年度:9事業者 平成30年度:7事業者 令和元年度:6事業者 令和2年度:8事業者 令和3年度:8事業所 令和4年度:10事業所	取得支援セミナーを継続して開催する。	継続中	エネルギー関連ビジネスの創出	カーボンニュートラル推進費	カーボンニュートラル推進事業	浜松市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(R3～)	無		13	7, 9, 11, 12	カーボンニュートラル推進事業本部	
256	9 高齢世代が参画・活躍する場づくり		市民が日常的に実践している環境に関する取組みがSDGs(持続可能な開発目標)の達成に繋がることを市民に認知してもらうとともに、環境とSDGsの一体的な普及啓発を行います。	広告に幅広い層に知名度のある有名人を起用し、市民が自身の環境とSDGsに関する活動や取組をインスタグラムに投稿するキャンペーンを実施した。 総投稿件数:570件(うち広告起用した有名人21件)	前年に実施したYoutube広告も含め結果を分析し、より効率的な周知・啓発方法を検討する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境とSDGs一体推進トリアル事業		有(政策事業シート)	17		環境政策課		
257			元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用していきます。	元気で意欲的な高齢者を移動環境教室の環境学習指導者として活用した。 環境学習指導者の年齢構成(171人中) 20代:4人、30代:9人、40代:26人、50代:32人、60代:36人、70代:46人、80代以上:18人 移動環境教室実施コマ数(多い順) 1:89コマ(60代) 2:64コマ(70代) 3:32コマ(50代)	引き続き、元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用する。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境教育推進事業		無		17	4	環境政策課	
258			地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指します。	地域と連携・協働して、希少種の保護事業を実施した。 ビオトープの整備・維持(正楽寺) ビオトープの維持・管理(遠園管理 辰美園) ヤリタナゴの保全・提供(富士通ゼネラル) 里地里山学習、ヤリタナゴの放流(井伊谷小学校)	引き続き、地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指す。	継続中	環境に配慮した暮らしの定着と自然と共生するまちづくり	環境政策推進費	環境と共生するまちづくり事業		無		17		環境政策課	

生物多様性はままつ戦略の進捗状況について

環境政策課

1. 生物多様性はままつ戦略の概要

浜松市における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組みを総合的・体系的に推進し、持続可能な都市の構築を目指す基本的かつ総合的な計画として、2013年3月に「生物多様性はままつ戦略」を策定しました。5年経過時に「生物多様性はままつ戦略2018」として見直し、目指すべき将来像の実現に向けた3つの基本方針を掲げ、生物多様性保全に取り組んでいます。今年度、「生物多様性はままつ戦略2024」の策定を進めています。

2. 生物多様性はままつ戦略の達成度

生物多様性はままつ戦略2018の目標年度を2023年に延長し、基本方針に沿った7つの指標により進捗を管理しています。新型コロナウイルスの影響もあり、7つの指標のうち目標を達成したのは3指標に留まりました。現戦略の評価を踏まえ、生物多様性を保全していくための新たな指標を設定します。

基本方針1 多様な生きもののすみかをしっかりと守っていきます

取組み	指標	目標値	2022年度実績	備考	進捗状況 ^{※3}
①生きものの生息・生育場所の保全	ヤリタナゴの生息数 (基準値:64個体 【成魚5当歳魚59】)	維持、 又は増加 (2023年度)	15個体 【成魚11当歳魚4】	基準値は2016年度 の実績	×
②持続可能な農林水産業の促進と良好な生態系の保全	多面的機能支払交付金 ^{※1} の交付面積 (基準値: 農地維持:3,187ha 資源向上 共同:2,718ha 長寿命化:4,247ha 計10,152ha)	10%増加 (2023年度)	農地維持:3,120ha 資源向上 共同:2,710ha 長寿命化:3,767ha 計:9,597ha (5.5%減)	基準値は2016年度 の実績	×
③都市における緑地・水域の保全と連結・拡充	緑地保全面積 ^{※2} (基準値:1,373ha)	維持、 又は増加 (2023年度)	緑地保全面積 1,373ha	基準値は2016年度 の実績	○

※1:農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能を有しており、この機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対する支援に係る交付金を指す。

※2:特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、保存樹・保存樹林、市民の森の面積を合計したもの。

※3:進捗状況は、良好な項目を「○」、進捗が遅れている項目を「×」、未調査の項目を「-」とした。

「生きものの生息・生育場所の保全」では、北区の井伊谷小学校にて、地域の産業と自然の繋がりを学ぶ「田んぼでつながる人と自然」のESDプログラムを実施し、静岡県指定希少野生動植物に指定されているヤリタナゴの保全に取り組まれました。2022年9月には、北区引佐町に整備した正楽寺ビオトープにて、井伊谷小学校児童によるヤリタナゴの放流会を開催しました。



ヤリタナゴ放流会の様子

基本方針2 地域の生物多様性を守るための仕組みをつくります

取組み	指標	目標値	2022年度実績	備考	進捗状況※
④様々な主体との円滑な連携、活動支援	浜松市生きものパートナーシップの協定を締結した件数 (基準値:0件)	3件締結 (2023年度)	締結なし	合計2件	○
⑤生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用	市民参加型調査に参加した人数 (基準値:0人/年)	300人/年	300人		○

「様々な主体との円滑な連携、支援活動」の取組みでは、2021年10月に締結した「浜松市生きものパートナーシップ協定」に基づき、東区にある十湖池ビオトープの整備活動を団体、事業者と協働して3回実施しました。当ビオトープでは、静岡県希少野生動植物に指定されているカワバタモロコの域外保全を行っています。また、3件目の協定締結に向け、北区引佐町でビオトープを管理している団体へ事業者が協力できるよう、調整を行いました。

「生物多様性に関わる情報の収集・蓄積・活用」では、市民参加型調査として、身近な生きもの「ツバメ類、カエル類、赤とんぼ類」の写真スマートフォン等で撮影しメールで送信してもらいました。イベントや環境学習会への参加者に情報提供を呼び掛け、目標を達成しました。

基本方針3 豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やしていきます

取組み	指標	目標値	2022年度実績	備考	進捗状況※
⑥地域の生態系を支える人づくり	環境学習指導者による生物多様性保全学習会の開催・参加回数 (基準値:1,803回)	10%増加 (2023年度)	開催・参加回数 1,181回 (34.5%減少)	基準値は2016年度の実績	×
⑦生物多様性の大切さを理解し、行動する市民の育成	「生物多様性」の理解度 (基準値:30.4%) *言葉も意味も知っている	60%超 (2023年度)	29.2% 市民アンケート調査結果	「名称は聞いたことがある」を加えると 70.8% 基準値は2017年度の結果	×

「地域の生態系を支える人づくり」では、新型コロナウイルスの影響により、環境学習指導者を幼保園、学校、団体等に講師として派遣する移動環境教室の開催件数や各指導者の自主的な学習会の開催や環境活動への参加が減少したことにより、「環境学習指導者による生物多様性保全学習会の開催・参加回数」は基準値を下回りました。

「生物多様性の大切さを理解し、行動する市民の育成」では、生物多様性の理解度を指標としていますが、「言葉も意味も知っている」人の割合は目標に届きませんでした。国の世論調査では29.4%、静岡県の世論調査では26.5%であり、全国的に認知度が低い傾向にあり、生物多様性に関する認識や理解は、まだ十分に進んでいない状況にあります。

いわゆる「ごみ屋敷」対策に関する条例の制定について

環境政策課

1 現状・課題

- 市内には、周辺を含めた生活環境に支障をきたす状態あるいは管理不全にある宅地、いわゆる「ごみ屋敷」が存在する。
- 実際の対応としては、2021 年度に「ごみ屋敷」対策マニュアルを作成し、関係課が連携して対応することとした。ただし、法的根拠がなく、改善措置命令等の強制力のある措置が取れないという課題があった。

2 条例の制定

- 「ごみ屋敷」への対応を定める以下の条例及び規則が 2023 年 6 月 26 日に公布され、同 7 月 1 日に施行された（一部規定は 10 月 1 日に施行予定）。
 - 条例：浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例
 - 規則：住居における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例施行規則
- 条例及び規則を参考資料に示す。また、条例の概要を図 1 に示す。
- 環境審議会においては、2022 年度第 1 回（2022 年 8 月 8 日）、第 2 回（2022 年 11 月 11 日）に条例案についての意見をいただいている。

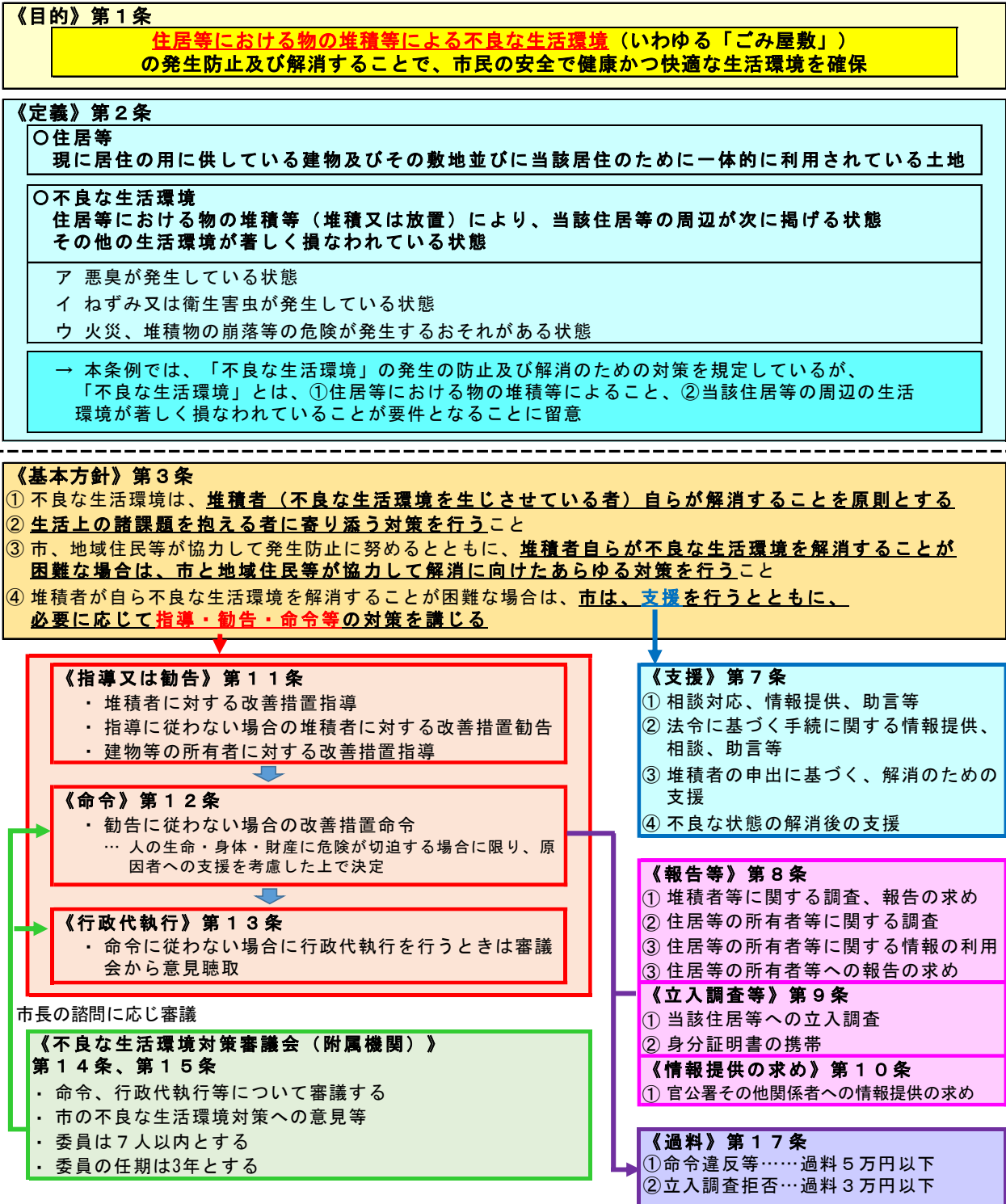
3 今後の条例の運用

- マニュアルを条例の内容を反映したものに改定し、庁内連携により対応を進める。
- 情報共有や関係各課からの情報収集が効率的にできるように、環境政策課は、汎用データベース作成ツール(kintone)でのアプリ開発を行う。
- 実際の運用として、「不良な生活環境判定基準」や「命令に関する処分基準」等を定める。これらの基準については、条例に基づく附属機関である「浜松市不良な生活環境対策審議会」からの意見を伺って決定又は更新を行う。
- 「浜松市不良な生活環境対策審議会」の構成員は以下のとおり。

氏名	所属・役職等	分野
宇佐美 嘉康	浜松市社会福祉協議会 地域支援課長	社会福祉
犬井 和賀代	浜松市民生委員児童委員協議会 副会長	社会福祉
安藤 恵	静岡県公認心理師協会 副会長（医療領域）	臨床心理
岸 恵美子	東邦大学 看護学部学部長	公衆衛生看護、地域看護
北村 喜宣	上智大学 法学部教授	行政法、環境法
河島 多恵	静岡県弁護士会 弁護士	行政法
鈴木 大介	浜松市自治会連合会 環境部会	地域自治

- 条例を市民に周知するために、広報はままつでの特集記事、HP の公開、リーフレットの配布等を行う。

図1 条例の概要



浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居等 市内に存する建物（現に居住の用に供しているものに限る。）及びその敷地並びに当該居住のために一体的に利用されている土地をいう。
- (2) 堆積等 堆積又は放置をいう。
- (3) 不良な生活環境 住居等における物の堆積等により、当該住居等の周辺が次に掲げる状態その他の生活環境が著しく損なわれている状態にあることをいう。
 - ア 悪臭が発生している状態
 - イ ねずみ又は衛生害虫が発生している状態
 - ウ 火災、堆積物の崩落その他の危険が発生するおそれがある状態
- (4) 堆積物 不良な生活環境の原因となっている物をいう。
- (5) 堆積者 自らが居住する住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させている者（自然人に限る。）をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、関係機関その他の関係者をいう。
- (7) 所有者等 所有者又は管理者をいう。

(基本方針)

第3条 不良な生活環境の発生の防止及び解消は、次に掲げる基本方針にのっとり推進されなければならない。

- (1) 不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った対策を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して不良な生活環境の発生の防止に努めるとともに、堆積者が自ら不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 市は、堆積者が自ら不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合

は、第7条の規定による支援を行うとともに、必要に応じて第11条から第13条までの規定による対策を適切に講じること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本方針にのっとり、不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民等と協力して、その原因、経緯等の検証に努め、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講じる責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが居住する住居等における物の堆積等による不良な生活環境を発生させてはならない。

2 市民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域において不良な生活環境を発生させることのないよう努めなければならない。

3 市民は、第1条の目的を達成するため、前条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 住居等の所有者等（居住者を除く。以下この条、第8条第4項、第10条及び第11条第3項において同じ。）は、当該住居等において不良な生活環境を発生させないよう努めなければならない。

2 住居等の所有者等は、当該住居等において不良な生活環境が発生している場合には、当該住居等に係る堆積者と協力し、当該不良な生活環境を解消するよう努めなければならない。

3 住居等の所有者等は、第1条の目的を達成するため、第4条に規定する対策に協力するよう努めなければならない。

(支援)

第7条 市長は、不良な生活環境の発生を防止し、及び解消するため、市民等からの相談に応じるとともに、必要があると認めるときは、物の堆積等の状態を調査し、及び把握した上で、市民等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 市長は、堆積者に対し、必要に応じて生活保護法（昭和25年法律第144号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

3 市長は、不良な生活環境を堆積者が自ら解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者の申出に基づき、当該不良な生活環境の解消のために必要な支援を行うことができる。

4 市長は、不良な生活環境を解消した場合においては、再び不良な生活環境が発生しないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上

の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう支援を行わなければならない。

(報告等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、物の堆積等の状態、住居等の使用及び管理の状況並びに住居等に係る堆積者の居住の状況、親族関係、就労の状況、心身の状態、福祉に関する制度の利用状況その他当該堆積者に関する事項について、必要な調査をし、又は当該堆積者、当該堆積者の親族若しくは当該堆積者と同居している者に対して報告を求めることができる。

2 市長は、堆積者を確知することができないときは、物の堆積等がある住居等（これに隣接する土地を含む。以下同じ。）の所有者等を確知するために必要な調査をすることができる。

3 市長は、物の堆積等がある住居等の所有者等を確知することができない場合において必要があると認めるときは、この条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で当該所有者等を確知するために有用なものについては、この条例の施行に必要な限度において、自ら利用し、又は提供することができる。

4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等に対し、当該住居等の使用及び管理の状況について報告を求めることができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、不良な生活環境が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、当該住居等に立ち入らせ、その状態を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報提供の求め)

第10条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官公署その他の規則で定める関係者に対して、堆積者及び不良な生活環境を発生させている住居等の所有者等、堆積者の親族関係又は福祉に関する制度の利用状況その他市長が特に必要があると認める事項について、情報の提供を求めることができる。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、第7条（第4項を除く。）の規定による支援によって不良な生活環境を解消することが困難であると認めるときは、当該堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な生活環境を解消するための措置（以下「改善措置」という。）を行うよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にある

と認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう勧告することができる。

- 3 市長は、不良な生活環境にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該住居等の所有者等に対して、改善措置を行うよう指導することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、改善措置を行うよう命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する浜松市不良な生活環境対策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(行政代執行)

第13条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた堆積者が当該命令に従わないため行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による代執行を行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(審議会)

第14条 市は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市不良な生活環境対策審議会を置く。

- 2 審議会は、第12条第2項及び前条に規定するもののほか、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、市長の諮問に応じ審議する。
- 3 審議会は、不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体が推薦する者

- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることができない。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第17条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なく、第9条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、3万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第17条第1項の規定は、同年10月1日から施行する。

浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（令和5年浜松市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(身分を示す証明書)

第2条 条例第9条第2項の身分を示す証明書の様式は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記様式）とする。

(規則で定める関係者)

第3条 条例第10条の規則で定める関係者は、次のとおりとする。

- (1) 官公署
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会
 - (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、同法第77条第1項第3号に掲げる事業を行う者及び同法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター
 - (5) 民生委員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、前各号に準じる関係者で市長が特に必要と認めるもの
- (細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表面）

第 号		
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写真	
氏 名		
生 年 月 日		
年 月 日 交付		
年 月 日 限り有効		
浜松市長	印	

（裏面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

注 大きさは、縦6センチメートル・横9センチメートルとする。